

浄水場運転管理業務委託  
要求水準書

長岡市水道局

# 第1章 総則

## 第1節 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (委託件名)
- 第3条 (委託期間、習熟・準備期間)
- 第4条 (業務形態)
- 第5条 (実施場所及び対象施設)
- 第6条 (本業務の概要)
- 第7条 (本業務の履行)
- 第8条 (本業務の再委託)
- 第9条 (責任分担)
- 第10条 (本要求水準書の未達)
- 第11条 (債務不履行)
- 第12条 (賠償責任)
- 第13条 (過失割合)
- 第14条 (貸与品等)
- 第15条 (資料・業務関係書類の取扱い)
- 第16条 (火災予防、盗難防止等)
- 第17条 (安全衛生)
- 第18条 (労災保険)
- 第19条 (清潔の保持)
- 第20条 (健康診断)
- 第21条 (環境への取組み)
- 第22条 (関係法令遵守)
- 第23条 (届出、申請等)
- 第24条 (守秘義務)
- 第25条 (疑 義)

## 第2節 経費の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

- 第26条 (経費の負担)
- 第27条 (習熟・準備期間の費用)

第3節 業務書類等及び検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

- 第28条 (業務書類等)
- 第29条 (業務履行計画)
- 第30条 (業務履行報告書)
- 第31条 (委託業務履行検査)

第4節 施設の返還等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10

- 第32条 (施設等の返還)
- 第33条 (運転管理指導)

第5節 勤務心得・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11

- 第34条 (勤務心得)
- 第35条 (業務内容の理解)
- 第36条 (作業服の着用)
- 第37条 (食事、休憩等)
- 第38条 (禁止事項)
- 第39条 (車両の運行)

## 第2章 危機管理

- 第40条 (危機管理)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
- 第41条 (緊急時の体制)
- 第42条 (緊急対応の費用)

## 第3章 教育・訓練

- 第43条 (労働安全衛生教育)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
- 第44条 (運転管理技術向上教育)
- 第45条 (危機管理の訓練)

## 第4章 運転管理業務

第1節 運転管理基準	P 14
第46条	(運転管理基準)
第47条	(水質管理基準)
第48条	(水運用管理基準)
第2節 人員体制	P 15
第49条	(人員の配置)
第50条	(従事者)
第51条	(業務総括責任者)
第52条	(副総括責任者)
第53条	(浄水場責任者)
第54条	(簡易水道施設責任者)
第55条	(業務総括責任者の勤務体制)
第56条	(連絡体制の確保)
第3節 運転管理業務	P 17
第57条	(運転監視業務)
第58条	(保守部品等の管理)
第59条	(データ管理)
第60条	(図書の修正等)
第61条	(維持管理資料及び設備台帳等の更新)
第62条	(運転管理報告書)

## 第5章 保守管理業務

第1節 自家用電気工作物の保安管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 19
第63条	(自家用電気工作物の保安管理)
第64条	(委託業務の内容)
第65条	(点検の頻度及び点検項目)
第66条	(保安業務担当者の設置)
第67条	(協力及び義務)
第68条	(記録の保存)
第69条	(外部委託承認の届出)
第2節 設備機器の保守点検・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 24
第70条	(保守点検業務の概要)
第71条	(保守点検業務の内容)
第72条	(水質計器点検整備)
第3節 施設管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 25
第73条	(施設管理業務)
第74条	(臨時薬品注入設備運用業務)
第75条	(除草管理業務)
第76条	(池等清掃業務)

## 第6章 簡易修繕業務

第77条	(簡易修繕業務) . . . . . P 2 6
第78条	(故障・修繕の報告)

## 第7章 その他業務

第79条	(その他業務) . . . . . P 2 7
第80条	(打合せ, 立入り検査等への協力)

# 浄水場運転管理業務委託要求水準書

## 第1章 総則

### 第1節 一般事項

#### (趣旨)

第1条 浄水場運転管理業務委託要求水準書（以下「本要求水準書」という。）は、長岡市水道局（以下「委託者」という。）が浄水場運転管理業務（以下「本業務」という。）を委託するうえで、受託事業者（以下「受託者」という。）に本業務の具体的実施方法の提案（以下「提案書」という。）を求めるために、本業務の満たすべき水準及び内容を示すものとする。

また、受託者は提案書について委託者との協議を行った上で、その提案を業務履行計画書に反映させ、本業務を履行することとする。

#### (委託件名)

第2条 委託件名は、浄水場運転管理業務委託とする。

#### (委託期間、習熟・準備期間)

第3条 委託期間は、令和元年10月1日から令和4年9月30日までとする。

- 2 委託に先立ち、契約日から令和元年9月30日までの期間は習熟・準備期間とする。
- 3 業務の開始は、令和元年10月1日午前8時30分とする。
- 4 業務の終了は、令和4年10月1日午前8時30分の引継ぎをもって終了とする。

#### (業務形態)

第4条 受託者は、業務の履行にあたり原則として次により行なうものとする。

業務	業務形態
運転管理業務	24時間
保守管理業務	計画による
簡易修繕業務	必要の都度
その他業務	計画による及び必要の都度
緊急時対応	必要の都度

- 2 受託者の創意工夫により、業務形態を変更しても所定の目的が達成される場合には、委託者と協議の上、業務形態を変更できるものとする。

#### (実施場所及び対象施設)

第5条 本業務の委託施設は、別紙1のとおりとする。

- 2 委託施設の運転監視操作を集中して行う場所は、別紙2のとおりとする。

(本業務の概要)

第6条 本業務は、委託者が管理する妙見浄水場、大貝浄水場、寺泊浄水場、栃尾浄水場、与板浄水場（以下「浄水場」という。）及び取水施設、管路を除く送水施設、配水施設、小規模浄水場（所）並びに川口地域を除く簡易水道施設（以下「場外施設」という。）の運転管理業務、保守管理業務、簡易修繕業務及びその他の業務を委託することとする。

(本業務の履行)

第7条 受託者は、本業務の委託施設の機能が十分発揮できるよう、本要求水準書及び関係法令等を遵守し、本業務を誠実に履行することとする。

- 2 受託者は、本業務が長期の業務委託であることを考慮し、受託者の持つノウハウを活かした創意工夫により業務の効率化・高度化を図るよう努め、委託施設の運転管理及び保守管理を主体的に行い、良質な浄水を安定的に供給しなければならない。また、現行サービス水準を維持することはもとより、その向上を図り、安定供給が確保できる十分な業務遂行体制により臨み、さらに、業務の公益性を十分理解し、需要者や地域住民等に対する適切な配慮を行うこととする。
- 3 受託者は、本業務が市民生活を支える重要なライフラインの根幹である水道施設の運転管理等であることを念頭に置き、業務の履行に遺漏のないように万全を期すこととする。
- 4 受託者は、習熟・準備期間に本業務の遂行に支障が生じないように業務従事者の教育訓練及び本業務を履行するための準備を行うこととする。

(本業務の再委託)

第8条 受託者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を受けた場合に限り、本業務の一部を他の者に再委託し、又は請け負わせることができることとする。

- 2 前項の規定により、再委託し、又は請け負わせることが適当でないとは判断される場合は、委託者は承認しないことができることとする。
- 3 受託者は、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合は、当該事業者を責任を持って指導監督することとする。

(責任分担)

第9条 契約期間中に生じた運転及び維持管理上の不備、誤操作等による水質の異常、機器等の破損、故障等は、受託者の負担において速やかに補修、改善若しくは取替え又は補償等により解決することとする。ただし、天災等に起因する場合は、この限りではない。

- 2 本業務のリスク分担については、別紙3によるものとする。
- 3 受託者は、リスクに対応するため、必要な保険に加入するものとし、受託者は加入した保険について、その写しを提出するものとする。

(本要求水準書の未達)

第10条 受託者は、本要求水準書の求める要件が満足できなくなる懸念が生じた場合は、委託者に速やかに報告することとする。



2 受託者は、前項の原因を究明し、満足すべき要件が達成できるように適切な措置を講じて、状況を改善することとする。

(債務不履行)

第11条 本業務の継続が困難となった場合は、次のとおりとする。

(1) 受託者の債務不履行

ア 受託者が本要求水準書等の求める要件を満足できなくなった場合、委託者は契約を解除することができることとする。

イ 受託者が倒産、または財務状況が著しく悪化し、本業務の継続が困難であると認められる場合、委託者は契約を解除することができることとする。

ウ アまたはイにおいて、委託者が契約を解除した場合、受託者は現状回復義務を負うほか、委託者は受託者に対して、これにより生じた損害賠償を請求することができることとする。

(2) 委託者の債務不履行

ア 委託者の責に帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合、受託者は契約を解除することができることとする。

イ アにおいて、受託者が契約を解除した場合は、受託者は委託者に対し、これにより生じた損害賠償を請求することができることとする。

(3) 不可抗力等による委託者及び受託者の責に帰することができない事由により本業務の継続が困難となった場合は、委託者及び受託者は、本業務継続の可否について協議し、委託者及び受託者は契約を解除することができることとする。

(4) 契約解除による損害賠償金及び不可抗力等による契約終了時の支払金額の算定は委託者と受託者の協議で定めることとする。

(賠償責任)

第12条 受託者の故意または重大な過失によって生じた事故等の場合、その賠償責任は、受託者が責めを負うこととする。

(過失割合)

第13条 委託者及び受託者の責に帰すべき事由による事故が発生した場合、その賠償責任の過失割合は、委託者、受託者協議して定めることとする。

(貸与品等)

第14条 委託者は、受託者に委託者の所有する本業務に必要な関係書類、工具、試験機器等を貸与することとする。または必要に応じて使用を許可することとする。

2 受託者は、貸与品については台帳を作成し、善良な管理を行わなければならない。

3 受託者は、委託者の所有する貸与品等以外を利用しようとする場合は自ら調達することとする。

(資料・業務関係書類の取扱い)

第15条 受託者は、貸与された資料、関係書類等について責任を持って保管するものとし、委託者

の許可無くそれらを外部に持ち出し、又は提供してはならないこととする。

- 2 受託者は、本業務で作成する日報、月報等の書類及びその他業務遂行上作成する書類を委託者の許可無くそれらを外部に持ち出し、又は提供してはならないこととする。

(火災予防、盗難防止等)

第16条 受託者は、委託施設の火災予防に努め、火気の使用には特に注意し、火災予防上支障のある行為は行わないこととする。

- 2 受託者は、委託施設の監視、巡回、施錠の確認を行い、盗難防止、侵入者防止に努めることとする。

(安全衛生)

第17条 受託者は、関係法令に基づく安全並びに衛生を確保することとする。

- 2 受託者は、事故の防止に努め、安全を最優先にしなければならない。保安設備等に不備が発見された場合は、委託者に速やかに報告し改善に努めなければならないこととする。
- 3 受託者は、感電、転落、その他の危険が見込まれる作業を行う場合は、関係法令を遵守し、安全教育、安全上必要な対策を講じ、労働災害の防止に努めなければならないこととする。

(労災保険)

第18条 受託者の責任による労働災害時の労災保険の適用は、受託者の責任で行なうこととする。

(清潔の保持)

第19条 受託者は、委託施設の設備、機器、備品等は、常に清潔を保ち、整理整頓を励行することとする。

(健康診断)

第20条 受託者は、業務従事者を対象に水道法第21条で定める定期及び臨時の健康診断を行わなければならないこととする。

- 2 受託者は、前項の健康診断結果を委託者に報告し、整理保存することとする。

(環境への取組み)

第21条 受託者は、委託施設の省エネに取組み、環境への負荷の軽減に努めることとする。

(関係法令遵守)

第22条 受託者は、本業務履行にあたり、次に掲げる法令等を遵守しなければならないこととする。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 職業安定法
- (4) 労働者災害補償保険法
- (5) 水道法

- (6) 電気事業法
- (7) 消防法
- (8) 騒音規制法
- (9) 水質汚濁防止法
- (10) 大気汚染防止法
- (11) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- (12) 個人情報の保護に関する法律
- (13) 監督官庁からの指示命令
- (14) その他本契約の履行に係る法律等

(届出、申請等)

第23条 受託者は、本業務を履行するうえで必要な官公署その他への手続きを遅滞なく行なうこととする。

2 受託者は、自家用電気工作物の保安管理にかかる登録手続き及びその他の必要な手続きを主体的に行なうこととする。

3 受託者は、その他設備機器の保守点検等にかかる届出、申請等の手続きを主体的に行なうこととする。

(守秘義務)

第24条 受託者は、本業務で知り得た情報を本業務以外に使用し、又は他に漏らしてはならないこととする。

(疑義)

第25条 本要求水準書、契約者等に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ定めることとする。

## 第2節 経費の負担

(経費の負担)

第26条 受託者が負担すべき経費は、次のとおりとする。

(1) 水道施設の一部使用及び使用料

受託者は、本業務履行のために委託者の施設（事務室、駐車場、機器保管場所等）を使用する場合は、事前に委託者の許可を受けることとし、その際の施設の使用料は無償とする。ただし、受託者の責により、破損汚損等が生じた場合は、受託者の負担で原形復旧を行なうものとする。

(2) 光熱費

光熱費は、無償とするが、節約に努めること。

(3) 水道使用料

水道使用料は、無償とするが、節約に努めること。

(4) 電話使用料

電話使用料は、無償とする。ただし、本業務履行目的以外に使用してはならない。

(5) 備品及び消耗品類

受託者が業務履行上で負担する経費は、受託者自ら業務履行上で直接的に必要な事務費及び運転・維持管理費等とし、次のとおりとする。ただし、次のアからオについて、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。

ア 机・椅子・書棚・ロッカー等の事務用品

イ 各種用紙・筆記用具・ファイル等の事務用品

ウ 食器棚・茶器・台所用品等の消耗品

エ 設備点検・簡易な修繕に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・機器

オ 清掃時に使用する消火栓器具及び清掃器具・消耗品

カ 点検・巡回用車両及び車両維持管理に係る費用

キ 各種作業服・各種靴・各種手袋・ヘルメット・安全マスク・保護眼鏡等の安全保護具・器具

ク 電話・FAX・インターネット等の設置工事費及び維持費（受託者が専用に使用するもの）

ケ 各種保険の加入に係る経費

(習熟・準備期間の費用)

第27条 委託期間に先立ち、習熟・準備に要する費用は、全て受託者の負担とする。

### 第3節 業務書類等及び検査

(業務書類等)

第28条 受託者は、次の書類を決められた期限までに提出しなければならない。

- (1) 委託着手届
- (2) 業務総括責任者選任届（業務開始の14日前までに）
- (3) 副総括責任者選任届（業務開始の14日前までに）
- (4) 浄水場責任者選任届（業務開始の14日前までに）
- (5) 簡易水道施設責任者選任届（業務開始の14日前までに）
- (6) 電気主任技術者選任届（業務開始の14日前までに）
- (7) 従事者届（業務開始の14日前までに）
- (8) 業務履行計画書（業務開始の14日前までに）
- (9) 委託一部履行届（月間業務完了後直ちに）
- (10) 月間業務完了報告書（月間業務完了後直ちに）
- (11) 年間業務完了報告書（年間業務完了後直ちに）
- (12) 委託履行届（委託業務完了後直ちに）
- (13) その他必要な書類

2 受託者は、前項に定める提出書類の内容について、提出後変更があった場合は速やかにその旨を委託者に届け出なければならない。

(業務履行計画)

第29条 受託者は、本業務の契約締結後、速やかに委託者が定めた監督員と打合せを行い、本要求水準書に基づく委託期間の業務履行計画書を作成し、委託者の承諾を得ることとする。

2 業務履行計画書の内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務概要に関すること  
業務方針及び業務の概要
- (2) 現場組織に関すること  
現場組織表、業務分担表、緊急時体制表
- (3) 業務工程に関すること  
年間業務工程表（運転管理・設備点検）、労務計画表
- (4) 業務方法に関すること  
業務方法・要領及び運転指標、設備点検基準（周期、項目等）
- (5) 安全衛生教育に関すること  
安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、研修計画表、安全衛生管理組織表
- (6) 保全・保安に関すること  
保全・保安教育の内容、保全保安教育実施予定表
- (7) セルフモニタリングに関すること  
業務の履行確認
- (8) 各種報告書様式

(9) その他必要事項

(業務履行報告書)

第30条 月間業務履行報告書及び年間業務履行報告書は、次のとおり報告しなければならない。

(1) 月間業務履行報告書（業務完了月ごとに次のものを提出する。）

- ア 月間業務完了届
- イ 月間業務完了報告書
  - (ア) 月間業務所見
  - (イ) 月間運転管理データ
  - (ウ) 月間水質管理データ
  - (エ) 月間業務実績報告書
  - (オ) セルフモニタリング
- ウ その他業務検査に必要な書類

(2) 年間業務履行報告書

- ア 年間業務完了届
- イ 年間業務完了報告書
  - (ア) 年間業務所見
  - (イ) 年間運転管理データ
  - (ウ) 年間水質管理データ
  - (エ) 年間業務実績報告書
  - (オ) セルフモニタリング
- ウ その他業務検査に必要な書類

(委託業務履行検査)

第31条 受託者は、月間及び年間業務の履行が完了したときは、次の方法により委託者の業務完了検査を受けなければならない。

(1) 月間業務完了検査（月間モニタリング）

- ア 月間業務完了検査は、受託者から月間業務完了届が提出された日から10日以内に、委託者が受託者立会いのもとに行うものとする。
- イ 検査日及び場所については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。
- ウ 検査に際しては、受託者が提出した月間業務実施計画書に基づく業務報告書の内容について、照合・確認を行うものとする。
- エ 検査の結果、不合格となった部分があるときは、受託者は速やかに不合格部分を改善し、再検査を受けるものとする。

(2) 年間業務完了検査（年間モニタリング）

- ア 年間業務完了検査は、受託者から年間業務完了届が提出された日から10日以内に、委託者が受託者立会いのもとに行うものとする。
- イ 検査日及び場所については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。
- ウ 検査に際しては、受託者が提出した年間業務実施計画書に基づく業務報告書の内容について

て、照合・確認を行うものとする。

エ 検査の結果、不合格となった部分があるときは、受託者は速やかに不合格部分を改善し、再検査を受けるものとする。

#### 第4節 施設の返還等

##### (施設等の返還)

第32条 受託者は、契約の終了等により、委託者の許可を受けて使用した施設の使用の目的を有しなくなったときは、原状に復し委託者の検査を受け、所定の期日までに返還することとする。

##### (運転管理指導)

第33条 受託者は、本業務の契約が終了する際には、次に本業務を受託する事業者に対し、運転管理等の指導、協力を行なうこととする。



## 第5節 勤務心得

### (勤務心得)

第34条 受託者は、設備機器の運転監視に努め、平常時の状態を的確に掌握し、初期の異常発生に対応することで、水の安定供給に努めることとする。

### (業務内容の理解)

第35条 受託者は、委託者から得られた本業務遂行上の情報を的確に理解し、業務を遂行することとする。

### (作業服の着用)

第36条 受託者は、委託者の職員と識別でき、安全で作業性と清潔感のある作業服を着用することとする。

### (食事、休憩等)

第37条 受託者は、休憩、食事をとる場所を定め、決められた時間を厳守することとする。

2 委託施設敷地内での喫煙は禁止することとする。

### (禁止事項)

第38条 受託者は、委託者の許可なく、委託施設内に掲示物をしたり、既存物を撤去してはならない。

2 受託者は、職務に関係のない書類を閲覧したり、物品の持ち込み、持出してはならない。

3 受託者は、委託者の許可なく部外者を委託施設内に入れてはならない。

4 受託者は、委託者が指定した通用口以外を出入口として使用してはならない。

### (車両の運行)

第39条 受託者は、本業務において、受託者の所有する車両を使用することとする。

2 受託者の車両事故については、受託者が一切の責任を持つこととする。

## 第2章 危機管理

### (危機管理)

第40条 受託者は、地震、停電、水質事故、施設の故障等の緊急事態に備えるため、委託者の定めた危機管理マニュアル等を基に、委託者と協力して危機管理に取り組まなければならない。

2 受託者は、以下の危機管理の項目の危機管理マニュアルを作成し、緊急事態が発生した場合の水利用者への影響を最小限に食い止め、安定供給のための最善の対応に努めなければならない。

(1) 地震対策

地震、震災が発生した場合

(2) 停電対策

落雷・電気事故等による停電が発生した場合

(3) 水質事故対策

油の流出、化学薬品の流出、クリプトスポリジウム等塩素耐性微生物菌、2MIB等の臭気物質の大量発生などによる水質事故が発生した場合

(4) 渇水対策

異常気象により、河川水や地下水等から必要水量が確保できない状況となった場合

(5) テロ対策

部外者が施設に侵入した場合や予想されるテロの事象に対する対策

(6) 新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザ等が流行した場合

(7) 火災対策

施設に火災が発生した場合

(8) 施設の故障

配水不能となる、又は、配水への悪影響が大きくなると予想される水道施設の故障・事故

(9) その他

### (緊急時の体制)

第41条 受託者は、緊急事態が発生した場合に備えて、速やかに業務従事者等を非常招集できる緊急連絡体制を確立し、必要な応急措置を行なえる準備をしておかななければならない。また、委託者と受託者は協力して必要な措置を講ずることとするが、受託者は最大限の誠意と努力を持って委託者に協力しなければならない。

### (緊急対応の費用)

第42条 前条の受託者の協力に要する費用が本業務の範囲を超えて追加費用を生じる時は、費用負担について委託者と受託者で協議することとする。

### 第3章 教育・訓練

(労働安全衛生教育)

第43条 受託者は、業務従事者に対して、労働災害防止、労働災害時の処置など業務上必要な労働安全衛生教育を行なうこととする。

(運転管理技術向上教育)

第44条 受託者は、業務従事者に対して、水道施設等の運転管理技術向上を図るための教育及び訓練を行い、技術研修の実施や資格取得の推進を図ることとする。

2 受託者は、業務従事者に対して、水道施設等の運転管理技術継承のため、業務遂行上必要なマニュアルを作成することとする。また、マニュアルは常に見直しを行い、委託者の承認を受けて適切に管理することとする。

(危機管理の訓練)

第45条 受託者は、第2章に示す危機管理について、訓練を行なうこととする。

## 第4章 運転管理業務

### 第1節 運転管理基準

#### (運転管理基準)

第46条 受託者は、委託施設の設備機器を適正に運転管理し、水質管理基準、水運用管理基準を満足しなければならない。また、施設の消耗及び電力等の経費抑制に努めることとする。

2 受託者は、妙見浄水場において、別紙4の電力管理の基準の運用とすること。

#### (水質管理基準)

第47条 受託者は、配水管末までの浄水を常に水道法の水質基準に適合させなければならない。

2 受託者は、原水水質に応じて適切に対応するため、浄水処理工程における水質管理を徹底すること。また、水質管理に必要な項目の検査・測定を実施し、適宜ジャーテストや塩素要求量試験等を行なって、最適な薬品注入率を決定し、水質の向上に努めることとする。なお、水質管理に関する要求水準を別紙5-1に示す。

3 受託者は、浄水場から排水される河川放流水の水質について、別紙5-2の基準を守ること。

4 受託者は、配水管末の給水栓で遊離残留塩素を平常時0.1mg/L以上(結合残留塩素では0.4mg/L以上)、非常時0.2mg/L以上(結合残留塩素では1.5mg/L以上)とし、上限を1.0mg/L程度以下で管理することとし、各配水管末の遊離残留塩素調査を毎月行ない、調査結果を浄水場及び場外施設の適正な残留塩素管理に反映させることとする。なお、管末の残留塩素調査の詳細を別紙5-3に示し、場外施設の残留塩素濃度変動範囲実績(参考)を別紙5-4に示す。

#### (水運用管理基準)

第48条 受託者は、配水量の水需要予測を行い、取水の量の調整を行ない、配水池水量を常に適切に保つ水運用管理を行わなければならない。

2 受託者は、別紙6を参考に水運用にあたることとする。

## 第2節 人員体制

### (人員の配置)

第49条 本業務は一日24時間、年間を通して不休の業務であるため、受託者は本業務に支障をきたさないよう業務従事者の勤務日、勤務時間に十分配慮し、適正かつ必要な人員を配置することとする。

2 受託者は、本業務を円滑に履行するために、受託者の業務従事者に対し、業務の割り振りや緊急時等の具体的な指揮命令ができる業務総括責任者、副総括責任者、浄水場責任者、簡易水道施設責任者（以下、簡易水道施設責任者以上を「責任者」という）を別紙7に基づき選任し、配置することとする。

3 受託者は、以下の有資格者を配置することとする。

- (1) 水道技術管理者又は水道（浄水）施設管理技士2級の有資格者
- (2) 水道施設管理技士3級の有資格者
- (3) 第三種電気主任技術者の有資格者
- (4) 危険物取扱者乙種第4類の有資格者
- (5) その他本業務に必要な有資格者

### (従事者)

第50条 受託者は、本業務に従事する者（以下「従事者」という。）のうち、河川表流水を水源とする薬品沈でん、急速ろ過方式の浄水場で1年以上勤務経験のある従事者を2分の1以上配置させなければならない。なお、従事者を変更する場合も同様とする。

### (業務総括責任者)

第51条 受託者は、従事者のうち1名を業務総括責任者として選任し、委託者に業務総括責任者選任届を提出しなければならない。なお、業務総括責任者が変更となる場合も同様とする。

2 業務総括責任者は、河川表流水を取水する薬品沈でん・急速ろ過方式の浄水場での現場実務経験を3年以上有すること。

### (副総括責任者)

第52条 受託者は、従事者のうち1名を副総括責任者として選任しなければならない。

2 副総括責任者は、河川表流水を取水する薬品沈でん・急速ろ過方式の浄水場での現場実務経験を2年以上有すること。

3 副総括責任者は、第53条（浄水場責任者）に定める浄水場責任者のみを兼ねることができる。

### (浄水場責任者)

第53条 受託者は、妙見・大貝・寺泊・与板・栃尾浄水場に各1名を浄水場責任者として選任しなければならない。

2 浄水場責任者は、河川表流水を取水する薬品沈でん・急速ろ過方式の浄水場での現場実務経験を1年以上有すること。

3 浄水場責任者は、第54条（簡易水道施設責任者）に定める簡易水道施設責任者のみを兼ねることができる。

（簡易水道施設責任者）

第54条 受託者は、従事者のうち1名以上を簡易水道施設責任者として選任しなければならない。

2 簡易水道施設責任者は、河川表流水を取水する薬品沈でん・急速ろ過方式の浄水場での現場実務経験を1年以上有すること。

（業務総括責任者の勤務体制）

第55条 受託者は、委託者への運転管理報告及び打合せ調整等を円滑に遂行するため、業務統括責任者及びその代務者は妙見浄水場に従事することとする。

（連絡体制の確保）

第56条 業務総括責任者及びその代務者は委託者の管理担当者と常時連絡がとれる連絡体制を整えることとする。

### 第3節 運転管理業務

#### (運転監視業務)

第57条 受託者は、委託施設の全ての設備機器の運転及び監視を一日24時間、年間を通して行なわなければならない。主な内容は以下のとおりとする。

- (1) 浄水場の監視室及び管理室における監視、運転操作、記録、故障対応、緊急時対応  
(建設工事、修繕工事に伴う機器・設備の切替及びその他対応運転を含む)
- (2) 水質異常、地震、風水害、その他の災害に係る緊急時の初期対応
- (3) 業務の確実な継続の確保と情報の共有(引継)
- (4) 水質検査(毎日検査、ジャーテスト、塩素要求量試験)  
※水道法上の水質検査業務は対象外とする。
- (5) 魚類監視水槽の監視及び維持管理
- (6) 日誌、日報、月報、年報の整理、運転記録の整理、議事録、文書等作成
- (7) 各種マニュアルの修正又は作成
- (8) 薬品等の受入の立会い
- (9) 薬品使用量と在庫量の確認及び委託者への発注依頼
- (10) 浄水場及び場外施設の門扉等出入り口の開閉・施錠、目視及びI T V設備による監視(異常発見時の警察・委託者への通報を含む)
- (11) 備品、物品(支給品、貸与品)の管理
- (12) その他業務実施に必要な事務

#### (保守部品等の管理)

第58条 受託者は、施設の維持管理を行うための備品及び保守部品等を必要に応じて使用できるように適正に保管、管理しなければならない。

#### (データ管理)

第59条 受託者は、施設の運転制御の設定変更などの運転管理方法を変更しようとする場合は、委託者と協議のうえ行うものとし、これを記録、保管、管理することとする。

- 2 受託者は、運転管理において故障、異常等が発生した場合など、運転管理を分析するためのデータを記録・保管することとする。
- 3 受託者は、委託者の求めに応じて、運転管理及び統計に係るデータの記録・分析・管理を行うこととする。

#### (図書の修正等)

第60条 受託者は、完成図書、取扱説明書等に変更が生じた場合、委託者の指示に従い、必要な修正、追録、廃棄を行うこととする。

(維持管理資料及び設備台帳等の更新)

第61条 受託者は、工事・修繕等において施設・設備に変更が生じた場合は、委託者が所有する配管図、電気図面等の維持管理資料及び設備台帳等の更新を委託者と協力して行うこととする。

(運転管理報告書)

第62条 受託者は、前第1節から第3節の運転管理業務について、次に掲げる報告書（日報、月報、年報等）を延滞なく委託者に提出し、整理保管することとする。また、報告事項に問題がある場合は、委託者に速報し、その対応を協議することとする。

- (1) 浄水場管理日報
- (2) 浄水場管理月報
- (3) 浄水場管理年報
- (4) 作業日誌
- (5) 巡視点検表
- (6) 不具合報告書
- (7) その他必要な報告書



## 第5章 保守管理業務

### 第1節 自家用電気工作物の保安管理

(自家用電気工作物の保安管理)

第63条 受託者は、自家用電気工作物の保安管理に当たり、電気主任技術者の資格を有する者を選任するものとする。また、当該電気主任技術者は、緊急時において、連絡を受けてから2時間以内に自家用電気工作物に到着できることとする。

2 自家用電気工作物の概要は、次のとおりとする。

- (1) 事業場の名称 長岡市水道局 妙見浄水場
- (2) 事業場の所在地 新潟県長岡市妙見町 528 番地 2
- (3) 需要設備
  - ア 受電電圧 6,600 ボルト
  - イ 設備容量 3,810 キロボルトアンペア
  - ウ 非常用予備発電装置
    - (ア) 発電機定格出力 750 キロボルトアンペア×2台
    - (イ) 発電機定格電圧 6,600 ボルト
    - (ウ) 原動機の種類 ガスタービン機関

(委託業務の内容)

第64条 受託者が実施する保安管理業務は次によるものとする。

- (1) 受託者は、前条に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きを委託者と協力して行うこと。
- (2) 受託者は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画施工及び完成した場合において、竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について委託者に報告すること。
- (3) 受託者は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について委託者に報告すること。
- (4) 受託者は、前条に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を委託者に報告すること。

また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項、又は適合しない恐れがあるときは、とるべき措置について委託者に報告すること。

委託者は、その記録を確認し、保安規程に定める期間保存すること。

- (5) 受託者は、電気事故が発生し、又は発生する恐れがある場合において現状の確認、送電停止、電気工作物の切離し等必要な措置を行うこと。

また、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、同様の事故、故障の再発をさせないための対策について委託者に報告すること。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、電気事故報告の作成及び手続きを委託者と協力して行うこと。

- (6) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこと。

2 委託者は、前項の委託する保安管理業務のうち、次の(1)から(3)のいずれか該当する電気工作物

については、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。

- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次のいずれかに該当する自家用電気工作物
  - ア 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
  - イ 機器の精度の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
  - ウ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器
- (2) 発電設備のうち電気設備以外の自家用電気工作物
- (3) 別表に掲げる年次点検のうち、次のいずれかに該当する自家用電気工作物
  - ア 高圧電気設備に係る絶縁抵抗測定、接地抵抗測定
  - イ 保護継電器の動作特性試験及びしゃ断器等との連動動作試験
  - ウ 避雷針の接地抵抗測定

(点検の頻度及び点検項目)

第65条 受託者が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検とし、別表に掲げる内容を基本とし、詳細は、保安規程によるものとする。

- (1) 月次点検 毎月1回
- (2) 年次点検 毎年1回
- (3) 臨時点検 必要の都度

2 受託者は、日常巡視等において異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しない恐れがないか、点検を行うものとする。

(保安業務担当者の設置)

第66条 受託者は、保安管理業務の実施にあたり、経済産業省告示第249号(平成15年7月1日)第1条の規定に適合するものを保安業務担当者として設置する。

- 2 保安業務担当者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- 3 保安業務責任者が病気その他やむを得ない事由によりその職務を執ることができないときは、他の保安業務担当者を代行者としてその任を実施させることができるものとする。

(協力及び義務)

第67条 委託者は、受託者が保安管理業務の実施にあたり、報告した事項又は協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

- 2 受託者は、保安管理業務を誠実にを行うものとする。

(記録の保存)

第68条 受託者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、双方において必要な期間保存するものとする。

(外部委託承認の届出)

第69条 受託者は、保安管理業務外部委託承認の届出の手続きを責任をもって行うこととする。

【別 表】

<p style="text-align: center;">項 目</p> <p>対象設備等</p>	<p style="text-align: center;">月次点検 (月 1 回)</p>	<p style="text-align: center;">年次点検 (年 1 回)</p>
<p>〈引込設備〉 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等</p>	<p>〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付状態 〈測定項目〉 電圧、負荷電流測定</p>	<p>左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験、保護継電器としゃ断器の連動動作試験</p>
<p>〈受電設備〉 断路器、電力ヒューズ、しゃ断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ、リアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等</p>		
<p>〈受配電盤〉</p>		
<p>〈接地工事〉 接地線、保護管等</p>		
<p>〈構造物〉 受電室建物、キュービクル式受変電設備の金属製外箱等</p>		
<p>〈非常用予備発電装置〉 原動機、発電機、始動装置等</p>	<p>〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付状態 自動始動・停止試験、運転中の発電電圧・周波数の異常の有無</p>	<p>左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験、保護継電器としゃ断器の連動動作試験</p>

<div style="text-align: center;">項 目</div> 対象設備等	月次点検 (月 1 回)	年次点検 (年 1 回)
〈蓄電池設備〉	〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無	左記の外観点検項目に加え、蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定
〈負荷設備〉 配線、配線器具、低圧機器等	〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定

- ・月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。
- ・年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。
- ・臨時点検とは、電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生する恐れがあると判断したときに点検を実施するものである。

## 第2節 設備機器の保守点検・整備

### (保守点検業務の概要)

第70条 受託者は、事故等を未然に防止するとともに、機器の機能維持及び延命化を図るため、日常及び定期に行う保守点検・整備を行なうこととする。

なお、業務対象施設の異常を発見した時は、委託者に報告するとともに、原因を調査し適切に対処することとする。

- 2 受託者は、保守点検等の作業にあたり、浄水場及び場外施設の稼動に支障のないように工程等の調整を行なうこととする。
- 3 本要求水準書に明記していない整備又は修繕等が必要になる場合は、受託者は委託者と協議するものとする。その場合、軽易なものについては、受託者は本業務の範囲内で行うこととする。

### (保守点検業務の内容)

第71条 保守点検業務とは、委託施設の設備機器を目視、触感、指示計器等の確認、簡易な測定器による測定、調整、清掃作業であり、一般的な工具等を使用し、運転従事者が行うことが出来る作業のことをいう。点検頻度実績（参考）は別紙8、点検内容は別紙9及び別紙10のとおりとする。

#### ア 日常点検（巡視点検）

運転状態において機器及び設備の異常の有無、兆候を見つけるため、妙見・大貝・寺泊・与板・栃尾浄水場では原則毎日行い、場外施設は計画により行う点検

#### イ 定期点検

機器及び設備の機能維持のために、1週、1ヶ月、半年、1年等の期間を定めて行う点検

### (水質計器点検整備)

第72条 受託者は、水質計器の保守点検整備（精密点検）を行うこととする。詳細は別紙11-1～6のとおりとする。

- 2 受託者は、前項の水質計器に異常が生じた場合に備え、早急な対応がとれる体制を維持し、委託者の要請に応じ、迅速に対処しなければならない。

### 第3節 施設管理等

#### (施設管理業務)

第73条 受託者は、浄水場及び場外施設の建築物並びに敷地内を良好に保つよう管理を行なうこと。

業務の詳細は、別紙12-1のとおりとする。

2 受託者は、浄水場及び場外施設の空調機について、その機能を良好に保つよう管理を行なうこと。

業務の詳細は、別紙12-2のとおりとする。

#### (臨時薬品注入設備運用業務)

第74条 受託者は、水質事故や大雨、渇水時に臨時薬品注入設備を運用し、適正な浄水処理を行な

うこととする。業務の詳細は、別紙13のとおりとする。

#### (除草管理業務)

第75条 受託者は、浄水場及び場外施設の除草管理業務を実施することとする。業務の詳細は、別

紙14のとおりとする。

#### (池等清掃業務)

第76条 各水源地及び沈でん池等の清掃を実施することとする。業務の詳細は、別紙15のとおり

とする。

## 第6章 簡易修繕業務

### (簡易修繕業務)

- 第77条 受託者は、一般工具を使用し、業務従事者による部品の交換など、勤務時間内に作業ができる自己施工可能な簡易な修繕(以下「簡易修繕」という。)を本業務の範囲で行なうこととする。
- 2 受託者は、運転管理における施設の巡回・点検結果及び保守管理における点検結果等から故障発生前に修繕等を行う予防保全の修繕に努めなければならない。
  - 3 受託者は、機器の故障等が発生したときには速やかに必要な応急措置を行い、委託者に報告するものとする。
  - 4 受託者は、業務従事者の教育・訓練等を行い、簡易修繕の範囲を広げる努力をすることとする。
  - 5 簡易修繕に必要な材料、資材については、全て委託者の負担とする。

### (故障・修繕の報告)

- 第78条 受託者は、施設に故障・修繕等が発生した場合は、当該事項について原因解明に努めるとともに、簡易修繕については報告書を委託者に提出することとする。



## 第7章 その他業務

(その他業務)

第79条 受託者は、本業務に係る以下の付帯業務を適切に行うこととする。

- (1) 委託者の職員の不在時は、電話等の受付を行なうこととする。
  - ア 苦情の対応は、不在理由の説明をするとともに回答を保留し、細心の注意を払い節度と誠意をもってこれに臨み、信用失墜の行為はしないように努め、浄水課職員へ連絡して指示を受けることとする。
  - イ 本業務以外の漏水や水道料金に関する事項は、水道局担当窓口の連絡先を伝えるとともに、細心の注意を払い節度と誠意をもって対応することとする。
  - ウ 与板浄水場において、与板営業所の閉庁時の受付等業務を行なうこととする。詳細は別紙16のとおりとする。
- (2) 浄水場及び場外施設の建物内及び敷地内を清潔に保つために清掃を行なうこととする。詳細は、別紙17のとおりとする。
- (3) 浄水場及び場外施設の除雪を行なうこととする。詳細は、別紙18のとおりとする。
- (4) 浄水場の消雪配管の布設撤去を行なうこととする。詳細は、別紙19のとおりとする。
- (5) 浄水場及び場外施設の冬囲い等の設置撤去を行なうこととする。詳細は、別紙20のとおりとする。
- (6) 受託者は、妙見浄水場に設置してある「川口地域水道施設監視装置」で異常警報等が発生した場合は、委託者に連絡することとする。
- (7) 施設見学、視察等の説明、案内等に協力することとする。

(打合せ、立入り検査等への協力)

第80条 受託者は、委託者が発注する施設更新・改修等の工事・修繕の検討及び打合せ、あるいは官公署等の施設立入りが実施される場合など、委託者の求めに応じて、受託者の業務従事者、関係者等を出席させ、それらの対応に協力するものとする。

別紙1 委託施設一覧表(浄水場運転管理業務委託要求水準書 第5条)

1 上水道施設

(1) 長岡地域

施設名称	施設所在地
妙見浄水場	長岡市妙見町528番地 2
信濃川取水塔 (導水ずい道含む)	長岡市妙見町12番地 1
十日町加圧ポンプ室	長岡市十日町2217番地 1
太田第1ポンプ室	長岡市村松町3766番地 6
太田第2ポンプ室	長岡市濁沢町1031番地 1
太田低区配水池	長岡市蓬平町159番地 2
太田高区配水池	長岡市蓬平町1088番地 2
渡沢ポンプ室	長岡市渡沢町249番地 5
渡沢配水池	長岡市渡沢町2059番地10
釜沢ポンプ室	長岡市釜沢町178番地 5
村松ポンプ室	長岡市村松町458番地 4
村松配水池	長岡市村松町2779番地 8
青木配水池	長岡市柿町5072番地
高町ポンプ場	長岡市高町 3 丁目858番地153
栖吉ポンプ場	長岡市御山町16番地11
栖吉低区配水池	長岡市御山町221番地 2
栖吉低区流量計室	長岡市御山町221番地 2
栖吉高区配水池	長岡市栖吉町9301番地65
栖吉高区流量計室	長岡市栖吉町2516番地 3
成願寺ポンプ室	長岡市成願寺町330番地 2
成願寺配水池	長岡市成願寺町1104番地 4
山本ポンプ場	長岡市浦瀬町1501番地 1
浦瀬配水池	長岡市浦瀬町11227番地 2
撰田屋水圧調整室	長岡市撰田屋町2652番地 5

(1) 長岡地域

施設名称	施設所在地
大島ポンプ場	長岡市緑町1丁目86番地4
上除配水池	長岡市大字日越193番地
西陵ポンプ場（低区配水池）	長岡市西陵町2674番地7
西陵高区配水池	長岡市西陵町2674番地15
青葉台ポンプ場	長岡市青葉台1丁目2728番地12
西部丘陵配水池	長岡市高頭町512番地1
大積千本ポンプ室	長岡市大積千本町624番地16
大積千本配水池	長岡市大積千本町575番地17
大積高鳥圧力タンク室	長岡市大積高鳥町598番地1
柿浄水所（低区配水池）	長岡市柿町1226番地
柿1号取水井	長岡市柿町1664番地2
柿2号取水井	長岡市柿町1667番地
柿3号取水井	長岡市柿町1365番地2
柿4号取水井	長岡市柿町1363番地
柿5号取水井	長岡市柿町1226番地
柿高区配水池	長岡市柿町1226番地

(2) 越路地域

施設名称	施設所在地
越路浄水場	長岡市浦3390番地 1
越路浄水場 1 号取水井	長岡市釜ヶ島581番地 3
越路浄水場 2 号取水井	長岡市釜ヶ島489番地
越路浄水場 3 号取水井	長岡市浦6082番地
越路浄水場 4 号取水井	長岡市浦6082番地
越路浄水場 5 号取水井	長岡市浦6082番地
越路配水池	長岡市来迎寺3266番地
不動沢浄水場	長岡市不動沢388番地 2
渋海川取水場	長岡市不動沢365番地 1 (渋海川左岸)
2 号取水井	長岡市岩田上向273番地
不動沢配水池	長岡市不動沢87番地16
沢下条配水池	長岡市沢下条252番地
沢下条加圧ポンプ室	長岡市沢下条184番地 5

(3) 小国地域

施設名称	施設所在地
大貝浄水場	長岡市小国町大貝2270番地
渋海川取水塔	長岡市小国町大貝辰799番地 3 (渋海川右岸)

(4) 寺泊地域

施設名称	施設所在地
寺泊浄水場	長岡市寺泊町軽井238番地 1
信濃川取水口	長岡市寺泊町軽井541番地 2
寺泊第 1 配水池	長岡市寺泊求草1663番地 1
寺泊第 2 配水池	長岡市寺泊二ノ関2636番地
野積第 1 配水池	長岡市寺泊野積510番地
野積第 2 配水池	長岡市寺泊野積270番地 2
寺泊ポンプ場	長岡市寺泊二ノ関2793番地
野積ポンプ場	長岡市寺泊藪田6914番地 3

(4) 寺泊地域

施設名称	施設所在地
吉ベンチュリー室	長岡市寺泊二ノ関2875番地 2

(5) 与板・三島・和島地域

施設名称	施設所在地
与板浄水場	長岡市与板町東与板501番地 2
信濃川取水口	長岡市与板町本与板字三月田3565番地先 (信濃川左岸) 与板橋第 8 ピア
与板取水場	長岡市与板町本与板3564番地
泉丁配水池	長岡市与板町与板479番地
八幡配水池	長岡市与板町与板6033番地
塩之入配水池	長岡市与板町本与板2518番地
和島低区配水池	長岡市荒巻大平2151番地 1
小島谷高区第 1 配水池	長岡市小島谷中之東884番地 2
日野浦高区第 2 配水池	長岡市日野浦イラハ1173番地 3
蓮花寺配水池	長岡市蓮花寺仏之入285番地 2
小島谷ポンプ場	長岡市小島谷中之東861番地 2
日野浦ポンプ場	長岡市日野浦イラハ1140番地 4
村田浄水所	長岡市村田1167番地
村田配水池	長岡市村田ボヨ322番地 2

## (6) 栃尾地域

施設名称	施設所在地
栃尾浄水場	長岡市栃堀2943番地
刈谷田川取水口	長岡市栃堀4161番地先 (刈谷田川右岸)
栃堀配水池	長岡市栃堀2666番地
高德寺減圧水槽	長岡市栃堀407番地 1
泉接合井	長岡市栃尾泉434番地
菅畑ポンプ場	長岡市大川戸377番地 1
菅畑配水池	長岡市菅畑1851番地
上の原配水池	長岡市上の原町507番地
上の原ポンプ場	長岡市上の原町507番地 (上の原配水池内)
赤坂配水池	長岡市天下島511番地
中崎加圧ポンプ室	長岡市北荷頃3123番地 4
本津川ポンプ場	長岡市北荷頃211番地 2
本津川配水池	長岡市本津川1416番地 1
比礼配水池	長岡市比礼885番地 2
比礼圧力調整槽	長岡市比礼842番地 3
軽井沢配水池	長岡市軽井沢620番地
山田ポンプ場	長岡市栃尾山田町乙 1 番地 4、栃尾山田町120番地 2
緑ヶ丘配水池	長岡市栃尾山田町1168番地
緑ヶ丘加圧ポンプ室	長岡市栃尾山田町1168番地 (緑ヶ丘配水池内)
土ヶ谷ポンプ場	長岡市土ヶ谷2156番地 1
土ヶ谷配水池	長岡市土ヶ谷1114番地 1
東が丘配水池	長岡市金沢 6 丁目 3 番地
東が丘ポンプ場	長岡市東が丘丙401番23
大倉配水池	長岡市栃尾町574番地 1
上塩ポンプ場	長岡市上塩614番地 1
上塩高区配水池	長岡市滝の口752番地
上塩低区配水池	長岡市滝の口754番地 1

## 2 簡易水道等施設

### (1) 山古志地域（山古志簡易水道施設）

施設名称	施設所在地
調整池	長岡市濁沢町400番地 1
竹沢高区配水池	長岡市山古志竹沢1007番地 1
竹沢低区配水池	長岡市山古志竹沢1243番地 3
種苧原配水池	長岡市山古志種苧原2440番地 2
小松倉配水池	長岡市山古志東竹沢1878番地 6
池谷・大久保配水池	長岡市山古志南平198番地
木籠・梶金配水池	長岡市山古志東竹沢33番地
第 1 中継ポンプ場	長岡市山古志虫亀3126番地 2
第 2 中継ポンプ場	長岡市山古志虫亀3310番地 1
第 3 中継ポンプ場	長岡市山古志竹沢364番地
第 5 中継ポンプ場	長岡市山古志種苧原5338番地 1
第 6 中継ポンプ場	長岡市山古志種苧原5762番地 6
第 7 中継ポンプ場	長岡市山古志種苧原2510番地
第 8 中継ポンプ場	長岡市山古志東竹沢1277番地 4
第 1 加圧ポンプ場	長岡市山古志竹沢2493番地
第 2 加圧ポンプ場	長岡市山古志竹沢1876番地
第 3 加圧ポンプ場	長岡市山古志東竹沢255番地 1
①減圧槽	長岡市山古志虫亀3351番地 3
③減圧槽	長岡市山古志竹沢969番地 1

### (2) 山古志地域（虫亀簡易水道施設）

施設名称	施設所在地
虫亀水源	長岡市蓬平町704番地 3
虫亀浄水場（ポンプ室）	長岡市蓬平町704番地 2
虫亀配水池	長岡市山古志虫亀2029番地 2

(3) 小国地域（法末簡易水道施設）

施設名称	施設所在地
法末浄水所	長岡市小国町法末191番地 4
法末配水池	長岡市小国町法末731番地1

(4) 小国地域（八王子小規模水道施設）

施設名称	施設所在地
八王子第1水源	長岡市小国町八王子3029番地
八王子第2水源	長岡市小国町八王子2989番地
八王子浄水所	長岡市小国町八王子560番地 1
八王子配水池	長岡市小国町八王子845番地 1

(5) 小国地域（山野田小規模水道施設）

施設名称	施設所在地
山野田小規模水道浄水棟	長岡市小国町山野田2277番地
山野田配水池	長岡市小国町山野田292番地 4



(6) 栃尾地域（一之貝簡易水道施設）

施設名称	施設所在地
第3水源	長岡市一之貝5357番地
浄水所	長岡市一之貝3075番地

(7) 栃尾地域（新山簡易水道施設）

施設名称	施設所在地
水源	長岡市東中野俣5403番地4
第1減圧槽	長岡市西中野俣4833番地19
第2減圧槽	長岡市東中野俣5212番地3
浄水所	長岡市東中野俣3973番地10

(8) 栃尾地域（旧上来伝簡易水道施設）

施設名称	施設所在地
浄水所	長岡市来伝2662番地

(9) 栃尾地域（まんさく簡易水道施設）

施設名称	施設所在地
取水施設	長岡市西野俣188番地1
浄水所	長岡市西野俣71番地5

(10) 栃尾地域（明道簡易水道施設）

施設名称	施設所在地
第1取水口	長岡市入塩川地内
第1沈砂池	長岡市入塩川4038番地
浄水所	長岡市本所1707番地7
本所集落センター監視盤 <sup>注1</sup>	長岡市本所地内

(11) 栃尾地域（中野俣地区簡易水道施設）

施設名称	施設所在地
繁窪水源	長岡市東中野俣1635番地 2
西中野俣水源	長岡市西中野俣4160番地 1
繁窪浄水所	長岡市東中野俣1761番地14
西中野俣浄水所	長岡市西中野俣3978番地 6
繁窪集落センター監視盤 <sup>注1</sup>	長岡市東中野俣701番地 1
西中野俣集落センター監視盤 <sup>注1</sup>	長岡市西中野俣597番地 2

(12) 栃尾地域（入東地区簡易水道施設）

施設名称	施設所在地
取水口・沈砂池	長岡市松尾1442番地
浄水所	長岡市松尾1269番地 3
減圧水槽	長岡市松尾939番地 2

(13) 栃尾地域（山葵谷簡易水道施設）

施設名称	施設所在地
第1水源	長岡市山葵谷1952番地 1
第2水源	長岡市山葵谷1952番地 1
接合井	長岡市山葵谷地内
浄水所	長岡市山葵谷1754番地 1

注1：2019年度末に完成予定の遠方監視設備が稼働した場合は除外される。

別紙2 運転監視操作を集中して行う施設一覧表(浄水場運転管理業務委託要求水準書 第5条)

集中施設名称	区分	所属対象施設
妙見浄水場	長岡上水	信濃川取水塔(導水ずい道含む)、摂田屋水圧調整室 十日町加圧ポンプ室、太田第1ポンプ室、太田第2ポンプ室 太田低区配水池、太田高区配水池、渡沢ポンプ室 渡沢配水池、釜沢ポンプ室、村松ポンプ室、村松配水池 青木配水池、高町ポンプ場、栖吉ポンプ場、栖吉低区配水池 栖吉低区流量計室、栖吉高区配水池、栖吉高区流量計室 成願寺ポンプ室、成願寺配水池、山本ポンプ場、浦瀬配水池 柿1～5号取水井、柿浄水所(低区配水池)、柿高区配水池 大島ポンプ場、上除配水池、西陵ポンプ場(低区配水池) 西陵高区配水池、青葉台ポンプ場、西部丘陵配水池 大積千本ポンプ室、大積千本配水池、大積高鳥圧力タンク室
	越路上水	越路浄水場、越路浄水場1～5号取水井、越路配水池
	山古志 簡易水道	調整池、竹沢高区配水池、竹沢低区配水池、種苧原配水池 小松倉配水池、池谷・大久保配水池、木籠・梶金配水池 第1中継ポンプ場、第2中継ポンプ場、第3中継ポンプ場 第5中継ポンプ場、第6中継ポンプ場、第7中継ポンプ場 第8中継ポンプ場、第1加圧ポンプ場、第2加圧ポンプ場 第3加圧ポンプ場、①減圧槽、③減圧槽
	虫亀簡易水道	虫亀水源、虫亀浄水場(ポンプ室)、虫亀配水池
	川口中央 簡易水道	中山浄水場、田麦山浄水場、第1水源(魚野川)、第2水源(相川) 第3水源(田麦山)、第1水源逆洗用水源(魚野川)、第1配水池 第2配水池、第3配水池、第4配水池、減圧槽(天納地区) 八郎場地区送水ポンプ室、第6配水池、荒谷ポンプ室、第7配水池 第8配水池、木沢地区送水ポンプ室、調整井(木沢地区)、木沢浄水場 第9配水池、西川口ポンプ室、低区配水池、高区配水池
	西倉 簡易水道	第1水源、第2水源、接合井(導水ポンプ井)、浄水施設 第1配水池、第2配水池

別紙2 運転監視操作を集中して行う施設一覧表(浄水場運転管理業務委託要求水準書 第5条)

集中施設名称	区分	所属対象施設
大貝浄水場	越路上水	不動沢浄水場、渋海川取水場、2号取水井、不動沢配水池 沢下条配水池、沢下条加圧ポンプ室
	小国上水	渋海川取水塔
	法末簡易水道	法末浄水所、法末配水池
	八王子 小規模水道	八王子第1水源、八王子第2水源 八王子浄水所、八王子配水池
	山野田 小規模水道	山野田浄水所 山野田配水池

集中施設名称	区分	所属対象施設
寺泊浄水場	寺泊上水	信濃川取水口、寺泊第1配水池、寺泊第2配水池
		野積第1配水池、野積第2配水池 寺泊ポンプ場、野積ポンプ場、吉ベンチュリー室

集中施設名称	区分	所属対象施設
与板浄水場	与板・三島・和島 上水	信濃川取水口、与板取水場、泉丁配水池、八幡配水池 塩之入配水池、和島低区配水池
		小島谷高区第1配水池、日野浦高区第2配水池 蓮花寺配水池、小島谷ポンプ場、日野浦ポンプ場 村田浄水所、村田配水池

別紙2 運転監視操作を集中して行う施設一覧表(浄水場運転管理業務委託要求水準書 第5条)

拠点施設名称	区分	所属対象施設	
栃尾浄水場	栃尾上水	刈谷田川取水口、栃堀配水池、高德寺減圧水槽、泉接合井 菅畑ポンプ場、菅畑配水池、上の原配水池、上の原ポンプ場 赤坂配水池、中崎加圧ポンプ室、本津川ポンプ場、本津川配水池 比礼配水池、比礼圧力調整槽、軽井沢配水池、山田ポンプ場 緑ヶ丘配水池、緑ヶ丘加圧ポンプ室、土ヶ谷ポンプ場、土ヶ谷配水池 東が丘配水池、東が丘ポンプ場、大倉配水池 上塩ポンプ場、上塩高区配水池、上塩低区配水池	
		一之貝簡易水道	第3水源、浄水所
		新山簡易水道	水源、第1減圧槽、第2減圧槽、浄水所
		旧上来伝簡易水道	浄水所
		まんさく簡易水道	取水施設、浄水所
		明道簡易水道	第1取水口、第1沈砂池、浄水所、本所集落センター監視盤
		中野俣地区 簡易水道	繁窪水源、西中野俣水源、繁窪浄水所、西中野俣浄水所 繁窪集落センター監視盤、西中野俣集落センター監視盤
	入東地区簡易水道	取水口・沈砂池、浄水所、減圧水槽	
	山葵谷簡易水道	第1水源、第2水源、接合井、浄水所	

別紙3 リスク分担表（浄水場運転管理業務委託要求水準書 第9条）

リスクの種類	リスクの内容	委託者	受託者
入札説明	入札説明書等の誤り、入札説明内容の変更に関するもの	○	—
応募コスト	入札の応募費用に関するもの	—	○
内容変更	本業務の業務範囲の縮小、拡充等	○	—
契約締結リスク	委託者の責による選定業者と契約の締結不能、又は契約の延期	○	—
	受託予定者の責による委託者と契約の締結不能、又は契約の延期	—	○
法令等の変更	本業務に直接関係する法令等の変更	○	△
	行政指導、規制、指導	○	△
第三者賠償リスク	契約期間中の受託者の責めに起因する水質・水量・水圧・給水等の悪化によるもの	—	○
	契約期間中の受託者の責めに起因する騒音・振動・地盤沈下等によるもの	—	○
	住民訴訟（断水・水質悪化等に伴う訴訟）	○	△
事故・災害	受託者の責めによる事故の発生	—	○
	上記以外（不可抗力）による事故の発生	○	○
	損害保険等において免責とならない事由	○	○
	損害保険等において免責とされている事由	○	△
	施設・設備の劣化等瑕疵による事故	○	△
	人身事故	○	○
契約不履行	施設・設備の機能・性能不足によるもの	○	—
	受託者の作成する業務履行計画等の不備、施設・設備との不適合によるもの	△	○
	委託者による指示書等の内容の不備によるもの	○	—
	業務遂行上の不備（運転、保全、水質、管理、記録、連絡調整の不備等）によるもの	△	○
	不可抗力（天災等）によるもの	○	—
	委託者・受託者の責によらない水質事故によるもの	○	△
財務	委託者の債務不履行（支払遅延、不払等）	○	—
	受託者の債務不履行（倒産等）	—	○
物価変動	契約期間中のインフレ・デフレ	△	△
環境問題	環境基準違反、環境汚染等による事業の制限	○	△
事業の中止	委託者の責めによるもの	○	—
	受託者の責めによるもの	—	○
費用増加	原水の条件の変動により、施設の機能・性能上、要求水準を満足できないことに係る費用	○	—

表の見方

- 、○の場合： 契約業務内の部分リスクは受託者が負い、それ以外の部分は委託者が負う。
- 、△の場合： 原則として○のリスク負担者がリスクを負うが、過失などの帰責事由がある場合には、△側もリスクを負う可能性がある。
- △、△の場合： 一定の基準又は協議によりリスクを両者で分担する。
- 、—の場合： ○のリスク負担者が全てのリスクを負う。

別紙4 電力管理の基準（浄水場運転管理業務委託要求水準書 第46条）

妙見浄水場

契約電力（高圧季節別時間帯別電力）	1 3 0 0 kw
最大需要電力（30分デマンド）	1 3 0 0 kw
夏季ピーク時電力調整契約時の最大電力 （7～9月の電力会社の指定する日 13:00～16:00）	9 0 0 kw

別紙5-1 水質管理の基準(浄水場運転管理業務委託要求水準書 第47条)

管理項目	要求水準
浄水池から管末に関する浄水水質	水道法に規定する水質基準
各浄水場ろ過水濁度	0.1度未満
各浄水場ろ過水色度	2.0度以下
各浄水場ろ過水味	異常でないこと
各浄水場ろ過水臭気	異常でないこと
各浄水場浄水池出口水素イオン濃度	6.7～7.5
各浄水場浄水池出口残留塩素濃度	0.40mg/l～0.90mg/l程度



別紙5-2 河川放流水の水質基準(浄水場運転管理業務委託要求水準書 第47条)

管理項目	要求水準
浮遊物質 (SS)	50未満 (SSを濁度換算した場合は概ね25度以下)
pH	6.6～7.6

## 別紙5-3 管末の残留塩素調査(浄水場運転管理業務委託要求水準書 第47条)

### 1 業務目的

市内の各地点における管末の残留塩素調査を定期的に調査し、浄水場及び場外施設の適正な残留塩素管理に反映させることを目的とする。

### 2 管末の残塩調査

(1) 受託者は、管末の残留塩素調査の各地点の調査結果を浄水場及び場外施設の適正な残留塩素管理に反映させることとする。

(2) 受託者は、管末の残留塩素調査を毎月1回以上行なうこととし、各地点の調査間隔日数が極端に差がないようにすることとする。

### 3 留意事項

(1) 管末の残留塩素調査は、原則平日の8:30~17:00の間で行なうこととする。

(2) 受託者は、委託者から提供される計器・薬剤等について、適切な管理を行なうこととする。

No	地域名	測定地点	浄水場系統	備考
1	長岡地域	長岡市村松町	妙見	
2		長岡市蓬平町	妙見	
3		長岡市渡沢町	妙見	
4		長岡市滝谷町	妙見	
5		長岡市四ツ屋町	妙見	
6		長岡市新保	妙見	
7		長岡市宮栄町	妙見	
8		長岡市中沢町	妙見	
9		長岡市悠久町	妙見	
10		長岡市東片貝町	妙見	
11		長岡市乙吉町	妙見	
12		長岡市栖吉町	妙見	
13		長岡市大町	妙見・柿	5月～11月
14		長岡市柿町	柿	12月～4月
15		長岡市大積三島谷町	妙見	
16		長岡市下柳	妙見	
17		長岡市脇川新田町	妙見	
18		長岡市親沢町	妙見	
19		長岡市上除町	妙見	
20		長岡市雲出町	妙見	
21		長岡市寺室町	妙見	
22		長岡市花井町	妙見	
23		長岡市槇山町	妙見	
24	山古志地域	長岡市山古志竹沢	妙見	
25		長岡市山古志東竹沢(大久保)	妙見	
26		長岡市山古志種苧原	妙見	
27		長岡市山古志東竹沢(梶金)	妙見	
28		長岡市山古志東竹沢(小松倉)	妙見	
29		長岡市山古志虫亀	虫亀簡水	
30	越路地域	長岡市飯島	越路	
31		長岡市白山	越路	
32		長岡市沢下条	妙見	
33	寺泊地域	長岡市寺泊円上寺	寺泊	
34		長岡市寺泊花立	寺泊	

	地域名	測定地点	浄水場系統	備考
35	寺泊地域	長岡市寺泊野積（中浜）	寺泊	
36		長岡市寺泊山田	寺泊	
37		長岡市寺泊本山	寺泊	
38		長岡市寺泊野積（大野積）	寺泊	
39		長岡市寺泊野積（茅野）	寺泊	
40	栃尾地域	長岡市栃尾大川戸	栃尾	
41		長岡市菅畑	栃尾	
42		長岡市東が丘	栃尾	
43		長岡市上檜出	栃尾	
44		長岡市上塩	栃尾	
45		長岡市上塩	栃尾	
46		長岡市葎谷	栃尾	
47		長岡市金町	栃尾	
48		長岡市楡原	栃尾	
49		長岡市谷内	栃尾	
50		長岡市栃尾大野町	栃尾	
51		長岡市比礼	栃尾	
52		長岡市九川	栃尾	6月～10月放水時
53		長岡市鴉ヶ島	栃尾	6月～10月放水時
54		長岡市比礼	栃尾	6月～10月放水時
55		長岡市軽井沢	栃尾	6月～10月放水時
56		与板地域	長岡市与板町岩方	与板
57	長岡市与板町与板		与板	
58	長岡市与板町広野		与板	
59	三島地域	長岡市蓮花寺	与板	
60	和島地域	長岡市城之丘	与板	
61		長岡市和島高畑	与板	
62		長岡市若野浦	与板	

別紙5-4 残留塩素濃度変動範囲実績(浄水場運転管理業務委託要求水準書 第47条)

1 上水道施設

(1) 長岡地域

施設名称	設備名称	年間の変動範囲実績(参考)
渡沢配水池	配水池	0.35mg/l以上0.70mg/l未満
村松配水池	配水池	0.35mg/l以上0.70mg/l未満
太田低区配水池	配水池	0.35mg/l以上0.70mg/l未満
太田高区配水池	配水池	0.35mg/l以上0.60mg/l未満
釜沢ポンプ室	ポンプ井	0.35mg/l以上0.60mg/l未満
青木配水池	配水池	0.40mg/l以上0.70mg/l未満
高町ポンプ場	配水池	0.35mg/l以上0.60mg/l未満
柿浄水所	低区配水池	0.30mg/l以上0.60mg/l未満
栖吉低区配水池	配水池	0.30mg/l以上0.60mg/l未満
栖吉高区配水池	配水池	0.30mg/l以上0.60mg/l未満
成願寺配水池	配水池	0.35mg/l以上0.60mg/l未満
浦瀬配水池	配水池	0.35mg/l以上0.60mg/l未満
大島ポンプ場	浄水池	0.50mg/l以上0.80mg/l未満
上除配水池	配水池	0.40mg/l以上0.80mg/l未満
青葉台ポンプ場	浄水池	0.30mg/l以上0.60mg/l未満
西陵ポンプ場	低区配水池	0.30mg/l以上0.60mg/l未満
西陵高区配水池	配水池	0.30mg/l以上0.70mg/l未満
西部丘陵配水池	低区配水池	0.40mg/l以上0.80mg/l未満
	高区配水池	0.40mg/l以上0.80mg/l未満
大積千本配水池	配水池	0.30mg/l以上0.65mg/l未満

(2) 越路地域

施設名称	設備名称	年間の変動範囲実績(参考)
越路浄水場	浄水池	0.30mg/l以上0.60mg/l未満
越路配水池	配水池	0.30mg/l以上0.60mg/l未満
不動沢配水池	配水池	0.35mg/l以上0.85mg/l未満
沢下条ポンプ室	ポンプ井	0.20mg/l以上0.75mg/l未満

(3) 寺泊地域

施設名称	設備名称	年間の変動範囲実績(参考)
寺泊ポンプ室	ポンプ井	0.15mg/l以上0.90mg/l未満
野積ポンプ室	ポンプ井	0.15mg/l以上0.70mg/l未満

(4) 与板・三島・和島地域

施設名称	設備名称	年間の変動範囲実績(参考)
和島低区配水池	配水池	0.30mg/l以上0.80mg/l未満

(5) 栴尾地域

施設名称	設備名称	年間の変動範囲実績 (参考)
栴堀配水池	配水池	0.40mg/l以上0.60mg/l未満
上の原配水池	配水池	0.40mg/l以上0.60mg/l未満
本津川ポンプ場	ポンプ井	0.30mg/l以上0.60mg/l未満
比礼配水池	配水池	0.30mg/l以上0.60mg/l未満
土ヶ谷ポンプ場	ポンプ井	0.40mg/l以上0.80mg/l未満
東が丘配水池	配水池	0.40mg/l以上0.60mg/l未満
大倉配水池	配水池	0.30mg/l以上0.60mg/l未満
上塩高区配水池	配水池	0.40mg/l以上0.60mg/l未満

## 2 簡易水道等施設

### (1) 山古志地域 (山古志簡易水道施設)

施設名称	設備名称	年間の変動範囲実績 (参考)
調整池	浄水池	0.60mg/ℓ以上1.00mg/ℓ未満
種苧原配水池	配水池	0.40mg/ℓ以上0.70mg/ℓ未満
小松倉配水池	配水池	0.20mg/ℓ以上0.60mg/ℓ未満
池谷・大久保配水池	配水池	0.50mg/ℓ以上0.80mg/ℓ未満

### (2) 山古志地域 (虫亀簡易水道施設)

施設名称	設備名称	年間の変動範囲実績 (参考)
虫亀配水池	配水池	0.40mg/ℓ以上0.70mg/ℓ未満

### (3) 小国地域 (法末簡易水道施設)

施設名称	設備名称	年間の変動範囲実績 (参考)
法末配水池	配水池	0.50mg/ℓ以上1.20mg/ℓ未満

### (4) 小国地域 (八王子小規模水道施設)

施設名称	設備名称	年間の変動範囲実績 (参考)
八王子配水池	配水池	0.30mg/ℓ以上0.60mg/ℓ未満

### (5) 栃尾地域 (簡易水道施設)

施設名称	設備名称	年間の変動範囲実績 (参考)
一之貝簡易水道配水池	配水池	0.30mg/ℓ以上0.50mg/ℓ未満
新山簡易水道配水池	配水池	0.30mg/ℓ以上0.50mg/ℓ未満
上来伝簡易水道配水池	配水池	0.30mg/ℓ以上0.80mg/ℓ未満
まんさく簡易水道配水池	高区配水池	0.30mg/ℓ以上0.60mg/ℓ未満
	低区配水池	0.30mg/ℓ以上0.60mg/ℓ未満
明道簡易水道配水池	配水池	0.30mg/ℓ以上0.50mg/ℓ未満
中野俣地区簡易水道繁窪配水池	配水池	0.20mg/ℓ以上0.40mg/ℓ未満
中野俣地区簡易水道西中野俣配水池	配水池	0.20mg/ℓ以上0.40mg/ℓ未満
入東地区簡易水道配水池	高区配水池	0.30mg/ℓ以上1.00mg/ℓ未満
	低区配水池	0.30mg/ℓ以上1.00mg/ℓ未満
山葵谷簡易水道配水池	配水池	0.30mg/ℓ以上0.50mg/ℓ未満

別紙6 取水量・配水量の実績(浄水場運転管理業務委託要求水準書 第48条)

1 上水道施設

施設名称	施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	取水量			配水量		
		日平均値 (m <sup>3</sup> /日)			日平均値 (m <sup>3</sup> /日)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
妙見浄水場	118,000	74,767	74,981	75,657	69,659	70,018	70,940
柿浄水所(低区配水池)	2,100	762	759	745	762	759	745
越路浄水場	5,100	3,155	3,197	3,151	3,151	3,191	3,146
大貝浄水場	3,775	2,171	1,958	2,029	1,972	1,721	1,779
寺泊浄水場	11,200	5,770	5,747	5,629	5,240	5,233	5,135
与板浄水場	8,700	5,780	5,770	5,745	5,377	5,410	5,336
村田浄水所	80	55	52	51	55	52	51
栃尾浄水場	13,800	6,444	6,497	6,652	6,275	6,278	6,385

2 簡易水道等施設

施設名称	計画1日 最大 給水量 (m <sup>3</sup> /日)	取水量			配水量		
		日平均値 (m <sup>3</sup> /日)			日平均値 (m <sup>3</sup> /日)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
虫亀簡易水道	207	95	94	94	94	89	88
山古志簡易水道	640	246	240	261	247	229	248
法末簡易水道	74.2	-	-	-	17	16	16
八王子小規模水道	27.4	-	-	-	17	17	19
山野田小規模水道	11.5	-	-	-	0.2	0.1	0.1
一之貝簡易水道	161.1	-	-	-	88	89	93
新山簡易水道	54	-	-	-	21	17	17
まんさく簡易水道	339	-	-	-	69	71	64
明道簡易水道	146	-	-	-	64	62	65
中野俣地区(西中野俣・繁窪)簡易水道	109	-	-	-	60	59	59
入東地区簡易水道	137	-	-	-	60	58	49
山葵谷簡易水道	80	-	-	-	18	18	16



別紙7 職階の基準(浄水場運転管理業務委託要求水準書 第49条)

職階	職階での役割
業務総括責任者	業務全体の責任者で、水道技術管理者又は水道浄水施設管理技士2級の有資格者もしくはこれと同等の技術を有し、総括の職務にあたり、部下を的確に管理監督する能力を有する者。
副総括責任者	業務総括責任者の補佐及び代行ができ、水道浄水施設管理技士3級の有資格者又はこれと同等の技術を有し、かつ、部下を的確に管理監督する能力を有する者。
浄水場責任者	担当浄水場の実質的な責任者で、水道浄水施設管理技士3級の有資格者又はこれと同等の技術を有し、かつ、部下を的確に管理監督する能力を有する者。
簡易水道施設責任者	担当簡易水道施設の実質的な責任者で、水道浄水施設管理技士3級の有資格者又はこれと同等の技術を有し、かつ、部下を的確に管理監督する能力を有する者。
運転員	基礎的な技術を有し、運転監視、保守点検等の業務を遂行できる者。

## 別紙8 点検頻度実績一覧表(浄水場運転管理業務委託要求水準書 第71条)

## 1 上水道施設

## (1) 長岡地域

施設名称	巡視期間	日常点検 (巡視)頻度 実績(参考)	定期点検 (巡視)頻度 実績(参考)	備考
妙見浄水場	通年	毎日2回	月1回	
信濃川取水塔(導水ずい道含む)	通年	毎日1回	年1回	
十日町加圧ポンプ室	通年	2週1回	年1回	
太田第1ポンプ室	通年	2週1回	年1回	
太田第2ポンプ室	通年	2週1回	年1回	
太田低区配水池	通年	週1回	年1回	
太田高区配水池	冬季除く	2週1回	年1回	
渡沢ポンプ室	通年	週1回	年1回	
渡沢配水池	冬季除く	2週1回	年1回	
釜沢ポンプ室	通年	週1回	年1回	
村松ポンプ室	通年	週1回	年1回	
村松配水池	冬季除く	4週1回	年1回	
青木配水池	通年	週1回	年1回	
高町ポンプ場	通年	週1回	年1回	
栖吉ポンプ場	通年	週1回	年1回	
栖吉低区配水池	冬季除く	4週1回	年1回	
栖吉低区流量計室	通年	2週1回	年1回	
栖吉高区配水池	冬季除く	4週1回	年1回	
栖吉高区流量計室	通年	2週1回	年1回	
成願寺ポンプ室	通年	週1回	年1回	
成願寺配水池	冬季除く	2週1回	年1回	
山本ポンプ場	通年	週1回	年1回	
浦瀬配水池	冬季除く	2週1回	年1回	
撰田屋水圧調整室	通年	2週1回	年1回	
大島ポンプ場	通年	週1回	年1回	
上除配水池	通年	週1回	年1回	
西陵ポンプ場(低区配水池)	通年	週1回	年1回	
西陵高区配水池	冬季除く	2週1回	年1回	
青葉台ポンプ場	通年	週1回	年1回	
西部丘陵配水池	通年	週1回	年1回	
大積千本ポンプ室	通年	週1回	年1回	
大積千本配水池	冬季除く	2週1回	年1回	
大積高鳥圧力タンク室	通年	週1回	年1回	
柿浄水所(低区配水池)	通年	週1回	年1回	
柿1号取水井	冬季除く	4週1回	年1回	
柿2号取水井	冬季除く	4週1回	年1回	
柿3号取水井	冬季除く	4週1回	年1回	
柿4号取水井	冬季除く	4週1回	年1回	
柿5号取水井	冬季除く	4週1回	年1回	
柿高区配水池	冬季除く	4週1回	年1回	

## (2) 越路地域

施設名称	巡視期間	日常点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	定期点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	備考
越路浄水場	通年	週1回	年1回	
越路浄水場1号取水井	冬季除く	4週1回	年1回	
越路浄水場2号取水井	冬季除く	4週1回	年1回	
越路浄水場3号取水井	冬季除く	4週1回	年1回	
越路浄水場4号取水井	冬季除く	4週1回	年1回	
越路浄水場5号取水井	冬季除く	4週1回	年1回	
越路配水池	冬季除く	週1回	年1回	
不動沢浄水場	通年	週1回	年1回	
渋海川取水場	冬季除く	4週1回	年1回	
2号取水井	冬季除く	4週1回	年1回	
不動沢配水池	冬季除く	4週1回	年1回	
沢下条配水池	冬季除く	4週1回	年1回	
沢下条加圧ポンプ室	通年	2週1回	年1回	

## (3) 小国地域

施設名称	巡視期間	日常点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	定期点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	備考
大貝浄水場	通年	毎日2回	月1回	
渋海川取水塔	通年	毎日1回	月1回	

## (4) 寺泊地域

施設名称	巡視期間	日常点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	定期点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	備考
寺泊浄水場	通年	毎日2回	月1回	
信濃川取水口	通年	毎日1回	月1回	
寺泊第1配水池	冬季除く	4週1回	年1回	
寺泊第2配水池	冬季除く	4週1回	年1回	
吉ベンチュリー室	冬季除く	4週1回	年1回	
野積第1配水池	通年	4週1回	年1回	
野積第2配水池	冬季除く	4週1回	年1回	
寺泊ポンプ場	通年	週1回	年1回	
野積ポンプ場	通年	週1回	年1回	

## (5) 与板・三島・和島地域

施設名称	巡視期間	日常点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	定期点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	備考
与板浄水場	通年	毎日2回	月1回	
信濃川取水口	通年	週1回	年1回	
与板取水場	通年	毎日1回	月1回	
泉丁配水池	冬季除く	4週1回	年1回	
八幡配水池	冬季除く	4週1回	年1回	
塩之入配水池	冬季除く	4週1回	年1回	
和島低区配水池	冬季除く	4週1回	年1回	

施設名称	巡視期間	日常点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	定期点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	備考
小島谷高区第1配水池	冬季除く	4週1回	年1回	
日野浦高区第2配水池	冬季除く	4週1回	年1回	
蓮花寺配水池	冬季除く	4週1回	年1回	
小島谷ポンプ場	通年	2週1回	年1回	6～11月は週1回
日野浦ポンプ場	通年	2週1回	年1回	6～11月は週1回
村田浄水所	通年	週1回	年1回	
村田配水池	冬季除く	4週1回	年1回	

(6) 栃尾地域

施設名称	巡視期間	日常点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	定期点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	備考
栃尾浄水場	通年	毎日2回	月1回	
刈谷田川取水口	通年	毎日1回	月1回	
栃堀配水池	冬季除く	4週1回	年1回	
高德寺減圧水槽	冬季除く	4週1回	年1回	
泉接合井	冬季除く	4週1回	年1回	
菅畑ポンプ場	通年	2週1回	年1回	
菅畑配水池	冬季除く	4週1回	年1回	
上の原配水池	通年	2週1回	年1回	
上の原ポンプ場	通年	2週1回	年1回	
赤坂配水池	冬季除く	4週1回	年1回	
中崎加圧ポンプ室	冬季除く	2週1回	年1回	冬季月1回
本津川ポンプ場	冬季除く	2週1回	年1回	冬季月1回
本津川配水池	冬季除く	2週1回	年1回	冬季月1回
比礼配水池	冬季除く	2週1回	年1回	冬季月1回
比礼圧力調整槽	冬季除く	4週1回	年1回	
軽井沢配水池	冬季除く	4週1回	年1回	
山田ポンプ場	通年	2週1回	年1回	
緑ヶ丘配水池	冬季除く	4週1回	年1回	
緑ヶ丘加圧ポンプ室	通年	2週1回	年1回	
土ヶ谷ポンプ場	冬季除く	2週1回	年1回	冬季月1回
土ヶ谷配水池	冬季除く	4週1回	年1回	
東が丘配水池	通年	2週1回	年1回	
東が丘ポンプ場	通年	2週1回	年1回	
大倉配水池	通年	2週1回	年1回	
上塩ポンプ場	通年	2週1回	年1回	
上塩高区配水池	冬季除く	2週1回	年1回	
上塩低区配水池	冬季除く	4週1回	年1回	

## 2 簡易水道等施設

### (1) 山古志地域 (山古志簡易水道施設)

施設名称	巡視期間	日常点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	定期点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	備考
調整池	通年	2週1回	年1回	
竹沢高区配水池	冬季除く	2週1回	年1回	
竹沢低区配水池	冬季除く	2週1回	年1回	
種苧原配水池	冬季除く	2週1回	年1回	
小松倉配水池	冬季除く	2週1回	年1回	
池谷・大久保配水池	冬季除く	2週1回	年1回	
木籠・梶金配水池	冬季除く	2週1回	年1回	
第1中継ポンプ場	通年	2週1回	年1回	
第2中継ポンプ場	通年	2週1回	年1回	
第3中継ポンプ場	通年	2週1回	年1回	
第5中継ポンプ場	通年	2週1回	年1回	
第6中継ポンプ場	通年	2週1回	年1回	
第7中継ポンプ場	通年	2週1回	年1回	
第8中継ポンプ場	通年	2週1回	年1回	
第1加圧ポンプ場	通年	2週1回	年1回	
第2加圧ポンプ場	通年	2週1回	年1回	
第3加圧ポンプ場	通年	2週1回	年1回	
①減圧槽	冬季除く	2週1回	年1回	
③減圧槽	冬季除く	2週1回	年1回	

### (2) 山古志地域 (虫亀簡易水道施設)

施設名称	巡視期間	日常点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	定期点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	備考
虫亀水源	冬季除く	4週1回	年1回	
虫亀浄水場 (ポンプ室)	冬季除く	2週1回	年1回	
虫亀配水池	冬季除く	2週1回	年1回	

### (3) 小国地域 (法末簡易水道施設)

施設名称	巡視期間	日常点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	定期点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	備考
法末浄水所	通年	週1回	年1回	
法末配水池	冬季除く	4週1回	年1回	

### (4) 小国地域 (八王子小規模水道施設)

施設名称	巡視期間	日常点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	定期点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	備考
八王子第1水源	冬季除く	4週1回	年1回	
八王子第2水源	冬季除く	4週1回	年1回	
八王子浄水所	通年	週1回	年1回	
八王子配水池	冬季除く	4週1回	年1回	

## (5) 小国地域 (山野田小規模水道施設)

施設名称	巡視期間	日常点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	定期点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	備考
山野田小規模水道浄水棟	冬季除く	週 1 回	年 1 回	
山野田配水池	冬季除く	4 週 1 回	年 1 回	

## (6) 栃尾地域 (一之貝簡易水道施設)

施設名称	巡視期間	日常点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	定期点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	備考
第3水源	冬季除く	4 週 1 回	年 1 回	
浄水所	通年	2 週 1 回	年 1 回	

## (7) 栃尾地域 (新山簡易水道施設)

施設名称	巡視期間	日常点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	定期点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	備考
水源	冬季除く	4 週 1 回	年 1 回	
第1減圧槽	冬季除く	4 週 1 回	年 1 回	
第2減圧槽	冬季除く	4 週 1 回	年 1 回	
浄水所	通年	2 週 1 回	年 1 回	冬季: 日常点検 4 週 1 回

## (8) 栃尾地域 (旧上来伝簡易水道施設)

施設名称	巡視期間	日常点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	定期点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	備考
浄水所	冬季除く	4 週 1 回	年 1 回	

## (9) 栃尾地域 (まんさく簡易水道施設)

施設名称	巡視期間	日常点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	定期点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	備考
取水施設	冬季除く	2 週 1 回	年 1 回	
浄水所	通年	2 週 1 回	年 1 回	冬季: 日常点検 4 週 1 回

## (10) 栃尾地域 (明道簡易水道施設)

施設名称	巡視期間	日常点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	定期点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	備考
第1取水口	冬季除く	2 週 1 回	年 1 回	
第1沈砂池	冬季除く	2 週 1 回	年 1 回	
浄水所	通年	2 週 1 回	年 1 回	冬季: 日常点検 4 週 1 回
本所集落センター監視盤	通年	2 週 1 回	年 1 回	

## (11) 栢尾地域 (中野俣地区簡易水道施設)

施設名称	巡視期間	日常点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	定期点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	備考
繁窪水源	冬季除く	4週1回	年1回	
西中野俣水源	冬季除く	4週1回	年1回	
繁窪浄水所	通年	2週1回	年1回	冬季: 日常点検 4週1回
西中野俣浄水所	通年	2週1回	年1回	冬季: 日常点検 4週1回
繁窪集落センター監視盤	通年	2週1回	年1回	
西中野俣集落センター監視盤	通年	2週1回	年1回	

## (12) 栢尾地域 (入東地区簡易水道施設)

施設名称	巡視期間	日常点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	定期点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	備考
取水口・沈砂池	冬季除く	2週1回	年1回	
浄水所	通年	週3回	年1回	
減圧水槽	通年	2週1回	年1回	冬季: 日常点検 4週1回

## (13) 栢尾地域 (山葵谷簡易水道施設)

施設名称	巡視期間	日常点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	定期点検 (巡視) 頻度 実績 (参考)	備考
第1水源	冬季除く	4週1回	年1回	
第2水源	冬季除く	4週1回	年1回	
接合井	冬季除く	4週1回	年1回	
浄水所	冬季除く	2週1回	年1回	

※ 冬季期間は以下の期間を標準とする。

長岡地域	1月～3月
越路地域	1月～3月
山古志地域	12月～4月
小国地域	12月～4月
寺泊地域	1月～3月
栢尾地域	1月～3月
与板・三島・和島地域	1月～3月
栢尾地域簡水	12月～3月

別紙9 点検内容一覧表（電気）（浄水場運転管理業務委託要求水準書 第71条）

電気設備点検内容

設備名	機器名	日常点検	定期点検	備考
受変電設備	受電盤	外観、加熱、表示灯、指示値等の確認	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形、取付状況の確認	
	変圧器盤	外観、加熱、表示灯、指示値等の確認	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形、取付状況の確認	
	現場操作盤	外観、表示灯、指示値等の確認	日常点検に準じる	
	制御盤、その他	外観、加熱、表示灯、指示値等の確認	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形、取付状況の確認	
配電設備	配電盤	外観、加熱、表示灯、指示値等の確認	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形、取付状況の確認、絶縁抵抗測定	
	分電盤	外観、加熱、表示灯、指示値等の確認	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形、取付状況の確認、絶縁抵抗測定	
	コントロールセンター	外観、加熱、表示灯、指示値等の確認	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形、取付状況の確認、絶縁抵抗測定	
	特殊電源装置	外観、加熱、表示灯、指示値等の確認	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形、取付状況の確認、絶縁抵抗測定	
	その他制御盤等	外観、加熱、表示灯、指示値等の確認	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形、取付状況の確認、絶縁抵抗測定	
非常用電源設備 (発電機)	自家用発電設備	外観確認、オイル・クーラント確認、燃料残量確認、蓄電池液位確認	保安運転による異音、振動、温度、油量、液漏れ等の確認、蓄電池電圧確認	
	コンパクト発電装置	外観確認、オイル・クーラント確認、燃料残量確認、蓄電池液位確認	保安運転による異音、振動、温度、油量、液漏れ等の確認、蓄電池電圧確認	
直流電源設備 無停電電源設備	蓄電池	外観	液漏れ、液位、腐食等の確認	
	C V C F 盤	外観、加熱、表示灯、指示値等の確認	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形、取付状況の確認	
	直流電源盤	外観、加熱、表示灯、指示値等の確認	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形、取付状況の確認	
	UPS装置	外観、加熱、表示灯、指示値等の確認	日常点検に準じる	



設備名	機器名	日常点検	定期点検	備考
監視制御装置	監視制御装置	システムエラーチェック	日常点検に準じる	
	分散制御装置	外観、過熱等の確認	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形、取付状況の確認、フィルタ掃除・交換	
	入出力装置	外観、過熱等の確認	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形、取付状況の確認、フィルタ掃除・交換	
	ゲートウェイ装置	外観、過熱等の確認	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形、取付状況の確認、フィルタ掃除・交換	
	インターフェース装置 通信制御装置	外観、過熱等の確認	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形、取付状況の確認、フィルタ掃除・交換	
	補助継電器盤 中継端子盤	外観、加熱、表示灯、指示値等の確認	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形、取付状況の確認、フィルタ掃除・交換	
	現場監視操作盤 操作卓等	外観、加熱、表示灯、指示値等の確認	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形、取付状況の確認、フィルタ掃除・交換	
データ処理設備	データ処理装置	システムエラーチェック	日常点検に準じる、記録媒体へのデータバックアップ	
計測用計器	流量計、水位計、濃度計等	外観、表示灯、指示値等の確認	調整、実測確認、変換器等への出力確認	
計装設備	分散制御装置	外観、指示値等の確認	日常点検に準じる	
	連続水質分析器 (水質計器)	外観、指示値等の確認	検出部の清掃、調整、部品交換、補正	補正は、実測結果により行うこと
	計装盤	外観、表示灯、指示値等の確認	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形、取付状況の確認、フィルタ掃除・交換	
遠方監視制御装置	テレメータ等	外観、表示灯の確認	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形、取付状況の確認、フィルタ掃除・交換	
非常通報設備	非常通報設備	外観、表示灯の確認	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形、取付状況の確認	
その他設備	引込柱	外観の確認	日常点検に準じる	
	流量計室、ハンドホール等	外観・内部の確認	外観・内部の確認、排水作業	

別紙10 点検内容一覧表（機械）（浄水場運転管理業務委託要求水準書 第71条）

機械設備点検内容

施設名	設備名	機器名	日常点検	定期点検	備考
取水施設	スクリーン設備	除塵機械	外観、作動状況、異音、減速機油面、温度、スクリーンの状況	回転部のグリス補給、駆動伝達部オイル補給、取付ボルト締付確認、ワイヤーロープ状況（伸び・摩耗）、チェーン状況	
	水源取水設備	水源	周辺状況、河川水量、湧水量	土砂撤去、清掃、水量測定	
		取水堰	土砂堆積状況		
		集水装置	スクリーンの汚れ、内部の詰まり		
		沈砂池	土砂堆積状況		
		導水管	埋設状況、漏れ		
	ポンプ設備	ポンプ	外観、軸受、温度、異音、振動、グラウンド（漏水・発熱等）配管（漏水・発錆）、圧力（指示値）、油量	軸受温度測定、グラウンドパッキン調整、グラウンド締付調整、油脂類等補充・交換、振動測定、カップリングゴム摩耗状況等	油脂類交換（適宜）
		電動機	外観、軸受、温度、異音、振動	電圧、電流、絶縁抵抗測定、振動測定	油脂類交換（適宜）
		電動弁	外観、開閉状態、異音、漏水	作動確認、グラウンドの状況、グリス補給	
		弁類・配管類	外観、開閉状態、漏水、腐食	日常点検に準じる	
	取水量調節設備	流量調整弁	弁開度、開閉表示、異音、油量	作動確認、油補充・交換、グリス補給	
	活性炭注入設備	溶解槽・攪拌機	液位、貯留量、液漏れ、据付状況	日常点検に準じる	
		注入ポンプ	外観、注入量（指示値）、動作確認、異音、チューブ状態	日常点検に準じる	
	炭酸ガス注入設備	集合装置	外観、炭酸ガスポンプ取付状態、容器圧力	日常点検に準じる	
		気化器	圧力、水温、水位、気化器内部の状態	日常点検に準じる	

施設名	設備名	機器名	日常点検	定期点検	備考
浄水施設	ポンプ設備	ポンプ	外観、軸受、温度、異音、振動、グラウンド（漏水・発熱等）、配管（漏水・発錆）、圧力（指示値）、油量	軸受温度測定、グラウンドパッキン調整、グラウンド締付調整、油脂類等補充・交換、振動測定、カップリングゴム摩耗状況等	油脂類交換（適宜）
		電動機	外観、軸受、温度、異音、振動	電圧、電流、絶縁抵抗測定、振動測定	
		電動弁	外観、開閉状態、異音、漏水	作動確認、グラウンドの状況、グリス補給	
		弁類・配管類	外観、開閉状態、異音、漏水	日常点検に準じる	
	沈でん池設備	傾斜板（沈降装置）	破損の有無、フロック付着状況、沈降状況	日常点検に準じる	
		攪拌機	外観、軸受、温度、異音、振動、油量	日常点検に準じる	
		スラッジ掻寄機	外観、異音、振動、油量、ワイヤーロープの状況	回転部のグリス補給、駆動伝達部オイル補給、取付ボルト締付確認、ワイヤーロープ状況（伸び・摩耗）、リミットスイッチの作動確認、シャープピンの状況	油脂類交換（適宜）
	活性炭設備	活性炭吸着塔	本体状況（損傷、漏れ）	日常点検に準じる	
	ろ過池設備	電動扉	外観、開閉状態、異音、漏水	作動確認（開閉時間、電流値の確認）、ネジ部グリス塗布、リミットスイッチの作動確認、シート・スピンドル損傷確認	
		電動弁	外観、開閉状態、異音、漏水	作動確認、グラウンドの状況、グリス補給	
		洗浄装置（洗浄ノズル）	損傷、腐食	洗浄状態（洗浄水量、水圧、時間等の確認）	
		洗浄装置（ポンプ類）	外観、温度、異音、振動、グラウンド（漏水・発熱等） 配管（漏水・発錆）、圧力（指示値）、油量	軸受温度測定、グラウンドパッキン調整、グラウンド締付調整、油脂類等補充・交換、振動測定 カップリングゴム摩耗状況等	油脂類交換（適宜）
		弁類・配管類	外観、開閉状態、漏水、腐食	日常点検に準じる	

施設名	設備名	機器名	日常点検	定期点検	備考
浄水施設	ろ過池設備	除鉄・除マンガンろ過機	ろ過流量、ろ過水残塩	日常点検に準じる	
		膜ろ過機	固定状況、ろ過流量、入・出口圧力、膜破断検知器	日常点検に準じる ※定期薬品洗浄	
		循環水槽	本体状況（損傷、内部状況、電極）	日常点検に準じる	
		活性炭吸着塔	本体状況（損傷、漏れ）	日常点検に準じる	
	紫外線照射設備	紫外線照射装置	異音、振動、ドレン抜き、圧力、電流値	日常点検に準じる	
	薬品注入設備	注入機	外観、注入量（指示値）、動作確認、異音、チューブ状態	ストレーナー状況確認、ストレーナー清掃、注入量実測	
		タンク	液位、貯留量、液漏れ、据付状況	槽内部確認	
		弁類・配管類（ラインポンプ含む）	外観、開閉状態、漏液、動作確認	日常点検に準じる	
	排水処理施設	排水・排泥設備	ポンプ	外観、軸受、温度、異音、振動、グラント（漏水・発熱等）配管（漏水・発錆）、圧力（指示値）、油量	軸受温度測定、グラントパッキン調整、グラント締付調整、油脂類等補充・交換、振動測定 カップリングゴム摩耗状況等
攪拌機			外観、軸受、温度、異音、振動、油量	日常点検に準じる	
弁類・配管類			外観、開閉状態、漏水、腐食	日常点検に準じる	排水樋管点検（毎月）
流入扉、流出扉			外観、開閉状態、異音、漏水	作動確認、油脂類等補充・交換、グリス塗布	
排水処理設備		遠心分離装置	外観、温度、異音、振動、液漏れ、油漏れ、含水率確認	日常点検に準じる	
		コンプレッサ	異音、振動、ドレン抜き、圧力、電流値	日常点検に準じる	
		弁類・配管類	外観、開閉状態、漏水、腐食	日常点検に準じる	

施設名	設備名	機器名	日常点検	定期点検	備考
送配水設備	ポンプ設備	ポンプ	外観、軸受、温度、異音、振動、グラント（漏水・発熱等）配管（漏水・発錆）、圧力（指示値）、油量	軸受温度測定、グラントパッキン調整、グラント締付調整、油脂類等補充・交換、振動測定 カップリングゴム摩耗状況等	油脂類交換（適宜）
		電動機	外観、軸受、温度、異音、振動	日常点検に準じる	油脂類交換（適宜）
		電動弁	外観、開閉状態、異音、漏水	作動確認、グラントの状況、グリス補給	
		弁類・配管類	外観、開閉状態、漏水、腐食	日常点検に準じる	
	配水設備	配水池	外観、損傷、雨漏り等	日常点検に準じる	

1 業務目的

浄水場の水質計器について、その性能を保つため部品交換及びメーカー点検を行なうもの。

2 各水質計器点検・作業項目

各水質計器の点検・作業項目は基本的に以下のとおりとする。

点検計器	点検・作業項目
濁度計	外観目視点検 測定槽、配管等清掃 各パラメータ設定値の確認 消耗部品の交換 ゼロフィルターによるゼロ調整 スパンプレートによる校正 動作確認
濁度計 (高感度濁度計)	外観目視点検 測定槽、配管等清掃 既設検出器取り外し・取付 貸出検出器取り外し・取付 各パラメータ設定値の確認 レーザー交換 消耗部品の交換 PSL標準液による校正 動作確認
pH計	外観目視点検 清掃 各パラメータ設定値の確認 消耗部品の交換 バッファー液による校正

	動作確認
アルカリ度計	外観目視点検 測定槽、配管等清掃 各パラメータ設定値の確認 消耗部品の交換 バッファ液による校正 アルカリ度校正 動作確認

点検計器	点検・作業項目
残留塩素計	外観目視点検 測定槽、配管等清掃 サンプル及び試薬ポンプ整備（機器分解点検） 各パラメータ設定値の確認 消耗部品の交換 ゼロ・スパン校正 動作確認

### 3 提出書類

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| (1) 工程表           | 1 部 |
| (2) 報告書           | 1 部 |
| (3) 点検記録写真        | 1 部 |
| (4) その他委託者の指示するもの |     |

### 4 留意事項

- (1) 水質計器点検整備の作業は、原則平日の8:30～17:00の間で行なうこととする。
- (2) 水質計器点検整備については、浄水場水処理に影響を及ぼすことのないよう行なうこととする。
- (3) 水質計器点検の該当計器については、別紙1 1－2～6のとおりとする。

## 1 妙見浄水場

名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
原水濁度計	TB400G	ランプアセンブリ	K9410DA		個	1		○	
		フィルター	K9008ZD		個	1		○	
		排水チューブ	K9411JM		式	1		○	
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
1系処理水濁度計	TB700G	ランプアセンブリ	K9657TK		個	1		○	
		ヒューズ(3A)	A1113EF	5個/組	個	1		○	
		乾燥剤	K9657RJ	4個/組	個	1		○	
		Oリング	K9657NR		個	1		○	
		ガスケット	K9657NS		個	1		○	
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
2系処理水濁度計	TB700G	ランプアセンブリ	K9657TK		個	2	○		○
		ヒューズ(3A)	A1113EF	5個/組	個	1	○		
		乾燥剤	K9657RJ	4個/組	個	2	○		○
		Oリング	K9657NR		個	2	○		○
		ガスケット	K9657NS		個	2	○		○
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
1系ろ過水残留塩素計	RC400G	バルブシート (4個)	K9041SU	4個/組	個	1	○		
		ベロー (1SET<大・小>)	K9041PP		個	1	○		
		回転電極	K9334JP		個	1	○		
		Oリング (2個)	G9303AM	4個/組	個	1	○		
		Oリング (2個)	G9303AT	2個/組	個	1	○		
		従動軸アセンブリ	K9334JV		個	1	○		
		ブラシ	K9332JX		個	1	○		
		スリップリング	K9332JZ		個	1	○		
		ベルト	L9804UK		個	1	○		
		モーターASSY	K9334JY		個	1	○		
		ギアヘッド	K9332JP		個	1	○		
		Oリング	Y9115XB	5個/組	個	1	○		
		ビーズケースカバー	K9332KZ		個	1	○		
		ガラスビーズ	K9332ZJ	2パック/個	個	1	○		



1 妙見浄水場

名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
大島系配水残留塩素計		バルブシート (4個)	K9041SU	4個/組	個	1		○	
		ベロー (1SET<大・小>)	K9041PP		個	1		○	
		回転電極	K9334JP		個	1		○	
		Oーリング (2個)	G9303AM	4個/組	個	1		○	
		Oーリング (2個)	G9303AT	2個/組	個	1		○	
		従動軸アセンブリ	K9334JV		個	1		○	
		ブラシ	K9332JX		個	1		○	
		スリップリング	K9332JZ		個	1		○	
		ベルト	L9804UK		個	1		○	
		モーターASSY	K9334JY		個	1		○	
		ギアヘッド	K9332JP		個	1		○	
		Oーリング	Y9115XB	5個/組	個	1		○	
		ビーズケースカバー	K9332KZ		個	1		○	
		ガラスビーズ	K9332ZJ	2パック/個	個	1		○	
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
沈でん池残留塩素計		バルブシート (4個)	K9041SU	4個/組	個	1			○
		ベロー (1SET<大・小>)	K9041PP		個	1			○
		回転電極	K9334JP		個	1			○
		Oーリング (2個)	G9303AM	4個/組	個	1			○
		Oーリング (2個)	G9303AT	2個/組	個	1			○
		従動軸アセンブリ	K9334JV		個	1			○
		ブラシ	K9332JX		個	1			○
		スリップリング	K9332JZ		個	1			○
		ベルト	L9804UK		個	1			○
		モーターASSY	K9334JY		個	1			○
		ギアヘッド	K9332JP		個	1			○
		Oーリング	Y9115XB	5個/組	個	1			○
		ビーズケースカバー	K9332KZ		個	1			○
		ガラスビーズ	K9332ZJ	2パック/個	個	1			○

1 妙見浄水場

名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
原水アルカリ度計	AL400G	pH検出器	PH10AL-ASP24		個	1			○
		測定水注入ノズル	K9465VG	2個/組	個	1			○
		試薬注入ノズル	K9465VJ		個	1			○
		電磁弁 (SV1)	K9465JQ		個	1			○
		電磁弁 (SV2)	K9465VM		個	1			○
		電磁弁 (SV4)	K9465VP		個	1			○
		モータアセンブリ	K9465CL		個	1			○
		試薬ポンプ	K9465JT		個	1			○
		エアーポンプ	K9087XE		個	1			○
		電磁弁 (SV3)	K9465VN		個	1			○
		電磁弁 (SV5)	K9465VQ		個	1			○
		電磁弁 (SV6)	K9465JS		個	1			○
		電磁弁 (SV7)	K9465VS		個	1			○
		電磁弁 (SV8)	K9465VT		個	1			○
		電磁弁 (SV9)	K9465VU		個	1			○
		タッチパネル用バックライト	K9465ZC		個	1			○
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
高感度濁度計 (1系)	AN455	メモリ保護用バッテリー	HIS5399		個	1		○	
		給排水チューブ(上下1組)	HIS5679		式	1		○	
高感度濁度計 (2系)	AN455	メモリ保護用バッテリー	HIS5399		個	1			○
		給排水チューブ(上下1組)	HIS5679		式	1			○

## 2 大貝浄水場

名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
原水濁度計	TB400G/A2	ランプアセンブリ	K9410DA		個	1		○	
		ヒューズ(1A)	A1109EF	5個/組	個	1		○	
		ヒューズ(3A)	A1113EF	5個/組	個	1		○	
		フィルター	K9008ZD		個	1		○	
		排水チューブ	K9411JM		式	1		○	
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
処理水濁度計	TB400G/A1	ランプアセンブリ	K9410DA		個	2	○		○
		ヒューズ(1A)	A1109EF	5個/組	個	1	○		
		ヒューズ(3A)	A1113EF	5個/組	個	1	○		
		フィルター	K9008ZD		個	2	○		○
		排水チューブ	K9411JM		式	2	○		○
		他チューブ			式	1			○
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
ろ過水濁度計	TB500G	ランプアセンブリ	A1122VF		個	1		○	
		ゼロフィルター(0.1 $\mu$ )	K9725LX		個	1		○	
		ゼロフィルター(1 $\mu$ )	K9008ZD		個	1		○	
		Oリング	G9303AQ	2個	個	1		○	
		Oリング	K9008BF		個	1		○	
		Oリング	K9008BG	2個	個	1		○	
		Oリング	G9303AN	2個	個	1		○	
		Oリング	G9303AM		個	1		○	
		ドライチェックシート	K9008GT		個	1		○	
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
中間残留塩素計	FC400G	回転電極	K9332MB		個	1			○
		従動軸アセンブリ	K9334JV		個	1			○
		ブラシ	K9332JX		個	1			○
		スリップリング	K9332JZ		個	1			○
		ベルト	L9804UK		個	1			○
		モーターASSY	K9334JY		個	1			○
		ギアヘッド	K9332JP		個	1			○
		Oーリング	Y9115XB	5個/組	個	1			○
		セラミックビーズ	K9332ZP		個	1			○

## 2 大貝浄水場

名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
ろ過水残留塩素計	FC400G	回転電極	K9332MB		個	1		○	
		従動軸アセンブリ	K9334JV		個	1		○	
		ブラシ	K9332JX		個	1		○	
		スリップリング	K9332JZ		個	1		○	
		ベルト	L9804UK		個	1		○	
		モーターASSY	K9334JY		個	1		○	
		ギアヘッド	K9332JP		個	1		○	
		Oリング	Y9115XB	5個/組	個	1		○	
		セラミックビーズ	K9332ZP		個	1		○	
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
配水残留塩素計	FC400G	回転電極	K9332MB		個	1	○		
		従動軸アセンブリ	K9334JV		個	1	○		
		ブラシ	K9332JX		個	1	○		
		スリップリング	K9332JZ		個	1	○		
		ベルト	L9804UK		個	1	○		
		モーターASSY	K9334JY		個	1	○		
		ギアヘッド	K9332JP		個	1	○		
		Oリング	Y9115XB	5個/組	個	1	○		
		セラミックビーズ	K9332ZP		個	1	○		
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
処理水pH計	PH450G	ガラス電極	K9142TN		個	1		○	
		ジャンクション	K9142TH		個	1		○	
		Oリング検出器	K9142QW	2個/組	個	1		○	
		Oリング超音波接合部	K9142QT	2個/組	個	1		○	
		Oリング超音波取付部	K9142QX		個	1		○	

2 大貝浄水場

名 称	型 式	点検周期、部品	部 番	備 考	単 位	数 量	H31	H32	H33
原水アルカリ度計	AL400G	pH検出器	PH10AL-ASP24		個	1	○		
		測定水注入ノズル	K9465VG	2個/組	個	1	○		
		試薬注入ノズル	K9465VJ		個	1	○		
		電磁弁 (SV1)	K9465JQ		個	1	○		
		電磁弁 (SV2)	K9465VM		個	1	○		
		電磁弁 (SV4)	K9465VP		個	1	○		
		モータアセンブリ	K9465CL		個	1	○		
		試薬ポンプ	K9465JT		個	1	○		
		エアーポンプ	K9087XE		個	1	○		
		電磁弁 (SV3)	K9465VN		個	1	○		
		電磁弁 (SV5)	K9465VQ		個	1	○		
		電磁弁 (SV6)	K9465JS		個	1	○		
		電磁弁 (SV7)	K9465VS		個	1	○		
		電磁弁 (SV8)	K9465VT		個	1	○		
		電磁弁 (SV9)	K9465VU		個	1	○		
タッチパネル用バックライト	K9465ZC		個	1	○				

## 3 寺泊浄水場

名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位数	数量	H31	H32	H33
沈でん水残留塩素計	FC400G	回転電極	K9334JP		個	1			○
		従動軸アセンブリ	K9334JV		個	1			○
		ブラシ	K9332JX		個	1			○
		スリップリング	K9332JZ		個	1			○
		ベルト	L9804UK		個	1			○
		モーターASSY	K9334JY		個	1			○
		ギアヘッド	K9332JP		個	1			○
		Oリング	Y9115XB	5個/組	個	1			○
		ガラスビーズ	K9332ZJ	2パック/個	個	1			○
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位数	数量	H31	H32	H33
ろ過水残留塩素計	FC400G	回転電極	K9332MB		個	1	○		
		従動軸アセンブリ	K9334JV		個	1	○		
		ブラシ	K9332JX		個	1	○		
		スリップリング	K9332JZ		個	1	○		
		ベルト	L9804UK		個	1	○		
		モーターASSY	K9334JY		個	1	○		
		ギアヘッド	K9332JP		個	1	○		
		Oリング	Y9115XB	5個/組	個	1	○		
		セラミックビーズ	K9332ZP		個	1	○		
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位数	数量	H31	H32	H33
浄水・配水残留塩素計	FC400G	回転電極	K9334JP		個	1		○	
		従動軸アセンブリ	K9334JV		個	1		○	
		ブラシ	K9332JX		個	1		○	
		スリップリング	K9332JZ		個	1		○	
		ベルト	L9804UK		個	1		○	
		モーターASSY	K9334JY		個	1		○	
		ギアヘッド	K9332JP		個	1		○	
		Oリング	Y9115XB	5個/組	個	1		○	
		セラミックビーズ	K9332ZP		個	1		○	

## 3 寺泊浄水場

名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
原水濁度計	AN450A	フィルター 1 マイクロM	4U008618-1		式	1		○	
		ランプアセンブリ	4U008546-1		式	1		○	
		ポリエチレンチューブ 8×6(6m)	L9901CB		式	1		○	
		ポリエチレンチューブ 12×9(5m)	L9901CK		式	1		○	
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
原水アルカリ度計	AN470A	試薬注入ノズル	4U008642-1		式	1		○	
		電磁弁 SV-3	4U008648-1		個	1		○	
		電磁弁 SV-4	4U008645-1		個	1		○	
		測定水注水ノズル	4U008641-1		個	1		○	
		ろ過水フィルタ	4U008639-1		個	1		○	
		ろ砂 (1L)	4U008635-1		個	1		○	
		Oリング	Y9215XB		個	1		○	
		Oリング	Y9149XB		個	1		○	
		PEチューブ	L9901CB		個	1		○	
		PH電極	4U008660-1		個	1		○	
		排水用チューブ	4U008643-1		個	1		○	
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
原水PH計	K-10	PHセンサーガラスステム	#6161-60B		式	1	○		
		乾燥剤			個	1	○		
		比較電極内部液 250ml	#300		個	1	○		
		PH標準液用粉末 (10袋入)	#150-4		個	1	○		
		PH標準液用粉末 (10袋入)	#150-7		個	1	○		
		PH標準液用粉末 (10袋入)	#150-9		個	1	○		
		コーンエース	No.3		個	2	○		
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
沈でん水濁度計	AN450A	フィルター 1 マイクロM	4U008618-1		式	1	○		
		ランプアセンブリ	4U008546-1		式	1	○		
		ポリエチレンチューブ 8×6(6m)	L9901CB		式	1	○		
		ポリエチレンチューブ 12×9(5m)	L9901CK		式	1	○		
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
沈でん水PH計	K-10	PHセンサーガラスステム	#6161-60B		式	1			○
		乾燥剤			個	1			○
		比較電極内部液 250ml	#300		個	1			○
		PH標準液用粉末 (10袋入)	#150-4		個	1			○
		PH標準液用粉末 (10袋入)	#150-7		個	1			○
		PH標準液用粉末 (10袋入)	#150-9		個	1			○
		コーンエース	No.3		個	2			○
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
1系ろ過水濁度計	AN455R	メモリ保護用バッテリー	HIS5399		個	1			○
		給排水チューブ(上下1組)	HIS5679		式	1			○
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
2系ろ過水濁度計	AN455R	メモリ保護用バッテリー	HIS5399		個	1		○	
		給排水チューブ(上下1組)	HIS5679		式	1		○	

3 寺泊浄水場

名 称	型 式	点検周期、部品	部 番	備 考	単 位	数 量	H31	H32	H33
浄水・配水PH計	K-10	PHセンサーガラスステム	#6161-60B		式	1	○		
		乾燥剤			個	1	○		
		比較電極内部液 250ml	#300		個	1	○		
		PH標準液用粉末 (10袋入)	#150-4		個	1	○		
		PH標準液用粉末 (10袋入)	#150-7		個	1	○		
		PH標準液用粉末 (10袋入)	#150-9		個	1	○		
		コーンエース	No. 3		個	2	○		



## 4 与板浄水場

名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
原水濁度計	TB400G/A2	ランプアセンブリ	K9410DA		個	1		○	
		ヒューズ(1A)	A1109EF	5個/組	個	1		○	
		ヒューズ(3A)	A1113EF	5個/組	個	1		○	
		フィルター	K9008ZD		個	1		○	
		排水チューブ	K9411JM		式	1		○	
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
処理水濁度計	TB400G/A1	ランプアセンブリ	K9410DA		個	2	○		○
		ヒューズ(1A)	A1109EF	5個/組	個	1	○		
		ヒューズ(3A)	A1113EF	5個/組	個	1	○		
		フィルター	K9008ZD		個	2	○		○
		他チューブ			式	1			○
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
ろ過水残留塩素計	FC400G	回転電極	K9332MB		個	1		○	
		従動軸アセンブリ	K9334JV		個	1		○	
		ブラシ	K9332JX		個	1		○	
		スリップリング	K9332JZ		個	1		○	
		ベルト	L9804UK		個	1		○	
		モーターASSY	K9334JY		個	1		○	
		ギアヘッド	K9332JP		個	1		○	
		Oリング	Y9115XB	5個/組	個	1		○	
		セラミックビーズ	K9332ZP		個	1		○	
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
原水pH計	PH400G	ガラス電極	K9142TN		個	1	○		
		ジャンクション	K9142TH		個	1	○		
		Oリング検出器	K9142QW	2個/組	個	1	○		
		Oリング超音波接合部	K9142QT	2個/組	個	1	○		
		Oリング超音波取付部	K9142QX		個	1	○		

4 与板浄水場

名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
処理水pH計	PH400G	ガラス電極	K9142TN		個	1		○	
		ジャンクション	K9142TH		個	1		○	
		Oリング検出器	K9142QW	2個/組	個	1		○	
		Oリング超音波接合部	K9142QT	2個/組	個	1		○	
		Oリング超音波取付部	K9142QX		個	1		○	
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
ろ過水pH計	PH400G	ガラス電極	K9142TN		個	1			○
		ジャンクション	K9142TH		個	1			○
		Oリング検出器	K9142QW	2個/組	個	1			○
		Oリング超音波接合部	K9142QT	2個/組	個	1			○
		Oリング超音波取付部	K9142QX		個	1			○
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
原水アルカリ度計	AL400G	pH検出器	PH10AL-ASP24		個	1		○	
		測定水注入ノズル	K9465VG	2個/組	個	1		○	
		試薬注入ノズル	K9465VJ		個	1		○	
		電磁弁 (SV1)	K9465JQ		個	1		○	
		電磁弁 (SV2)	K9465VM		個	1		○	
		電磁弁 (SV4)	K9465VP		個	1		○	
		モータアセンブリ	K9465CL		個	1		○	

5 栃尾浄水場

名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
処理水濁度計	TB700G	ランプアセンブリ	K9657TK		個	2	○		○
		ヒューズ	A1113EF	5個/組	個	2	○		○
		乾燥剤	K9657RJ	4個/組	個	2	○		○
		Oーリング	K9657NR		個	2	○		○
		ガスケット	K9657NS		個	2	○		○
処理水pH計	PH400G	ガラス電極	K9142TN		個	1			○
		ジャンクション	K9142TH		個	1			○
		Oーリング検出器	K9142QW	2個/組	個	1			○
		Oーリング超音波接合部	K9142QT	2個/組	個	1			○
		Oーリング超音波取付部	K9142QX		個	1			○
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
原水濁度計	AN450A	フィルター 1 マイクロM	4U008618-1		式	2	○		
		ランプアセンブリ	4U008546-1		式	2	○		
		ポリエチレンチューブ 8×6(6m)	L9901CB		式	2	○		
		ポリエチレンチューブ 12×9(5m)	L9901CK		式	2	○		
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
1系ろ過水濁度計	AN455A	リチウム電池	4U002863-1		個	1			○
		給排水チューブ(上下1組)	HIS5679		式	1			○
名称	型式	点検周期、部品	部番	備考	単位	数量	H31	H32	H33
浄水残留塩素計	AN465A	ブラシASSY	4U008530-1		式	1		○	
		スリップリング	4U008531-1		個	1		○	
		ガラスビーズ	4U008538-1		個	1		○	
		結合塩素対策回転電極	4U008540-1		個	1		○	
		従動軸アセンブリ	K9334JV		個	1		○	
		モーターASSY	4U008530-1		個	1		○	
		駆動ベルト	4U008623-1		個	1		○	
		Oーリング (5個入)	Y9115XB		個	1		○	

### 1 業務目的

浄水場及び場外施設の建築物の異常の早期に発見を目的とし、施設の長寿命化を目指すもの。

### 2 施設管理業務

- (1) 受託者は、委託者の「保全点検票」を基本に、点検表を作成し、建築物の点検を行なうこととする。
- (2) 施設管理業務は、巡視点検・定期点検・清掃・報告で構成される。

#### ア 巡視点検

目視により、浄水場及び場外施設の建築物の外観及び内部の状態を確認する作業で、頻度は計画による。

#### イ 定期点検

目視により、浄水場及び場外施設の建築物の外観及び内部の状態を詳細に確認する作業で、頻度は年1回を基本とする。

#### ウ 清掃

巡視点検及び定期点検で発見した異常について、簡易な清掃で改善する場合に行う作業。

#### エ 報告

巡視点検及び定期点検の結果は、口頭や文書等で委託者に報告することとする。

### 3 留意事項

- (1) 施設管理業務の作業は、原則平日の8:30～17:00の間で行なうこととする。
- (2) 施設管理業務で使用する一般工具などの備品については、委託者が認めた場合にかぎり、委託者の備品を使用しても良いこととする。
- (3) 受託者は、施設の異常を発見した場合は、委託者へ速やかに報告することとする。

### 1 業務目的

浄水場及び場外施設の空調機の異常の早期に発見を目的とし、空調機の適正管理を目的とするもの。

### 2 施設管理業務（空調機）

（1）受託者は、委託者の「簡易点検表」を基本に、点検表を作成し、空調機の点検を行なうこととする。

（2）施設管理業務は、定期点検・清掃・報告で構成される。

#### ア 定期点検

目視により浄水場及び場外施設の空調機の外観等の状態を詳細に確認する作業で、頻度は四半期に1回とする。

#### イ 清掃

空調機的能力が十分に発揮できるよう、室内機及び室外機の清掃を適宜行うこととする。

#### ウ 報告

定期点検の結果は、文書等で委託者に報告することとする。

### 3 留意事項

（1）施設管理業務の作業は、原則平日の8:30～17:00の間で行なうこととする。

（2）施設管理業務で使用する一般工具などの備品については、委託者が認めた場合にかぎり、委託者の備品を使用しても良いこととする。

（3）受託者は、空調機の異常を発見した場合は、委託者へ速やかに報告することとする。

別紙 1 3 臨時薬品注入設備運用業務（浄水場運転管理業務委託要求水準書 第74条）

1 業務目的

水質事故や大雨、渇水時等に臨時薬品注入設備を運用し、適正な浄水処理を行なうことを目的とする。

2 臨時薬品注入設備運用業務

- (1) 受託者は、原則として委託者からの指示により、臨時薬品注入設備の運用を行なうこととする。
- (2) 受託者は、臨時薬品注入設備の稼働又は停止が必要と予想される場合は、委託者に事前に連絡を行なうこととする。
- (3) 臨時薬品注入設備は、以下の表のとおりとする。

施設名	臨時薬品注入設備	設置撤去
妙見浄水場	PAC非常用注入設備	必要なし
妙見浄水場	活性炭注入設備	必要なし
妙見浄水場	炭酸ガス注入設備	必要なし
大貝浄水場	活性炭注入設備（粉末）	必要あり
寺泊浄水場	活性炭注入設備（粉末）	必要なし
与板浄水場	活性炭注入設備（粉末）	必要あり
与板浄水場	中PAC注入設備	必要なし
栢尾浄水場	活性炭注入設備（粉末）	必要あり

3 留意事項

- (1) 臨時薬品注入設備の設置撤去作業は、原則平日の8:30～17:00の間で行なうこととする。
- (2) 受託者は、薬品の在庫管理を行うこと。
- (3) 臨時薬品注入設備運用業務で使用する一般工具などの備品については、委託者が認めた場合にかぎり、委託者の備品を使用しても良いこととする。
- (4) 受託者は、設備の異常を発見した場合は、委託者へ速やかに報告することとする。

## 別紙14 除草管理業務(浄水場運転管理業務委託要求水準書 第75条)

### 1 業務内容

- (1) 除草施設、面積及び回数は「除草施設一覧表」のとおりとする。
- (2) 使用機器は、機械除草ハンドガイド式または機械肩掛式とする。ただし、構造物や木の幹回り等の手刈りを必要とする所は手刈りとする。
- (3) 除草時期は、委託者との打合せにより決定することとするが、おおむね以下のとおりとする。

3回除草の場合	1回目 6月～7月
	2回目 7月～8月
	3回目 8月～9月

2回除草の場合	1回目 6月～7月
	2回目 8月

#### (4) 集草

- ア 集草対象施設の除去した芝生、雑草、小枝等は、委託者が指定する場所に集積すること。
- イ 妙見浄水場及び大島ポンプ場においては場外に搬出し、産業廃棄物として適正に処分すること。

### 2 留意事項

- (1) 作業に当たっては、安全管理に努めると共に、作業完了時は委託者の確認を得るものとする。
- (2) 各施設のフェンスに絡まっている草は、適宜処置を行うこと。
- (3) 作業に当たっては、騒音、振動、悪臭等の公害の発生を防止し、近隣住民に配慮すること。
- (4) その他作業の詳細について必要がある場合は、その都度協議の上決定するものとする。

### 3 提出書類

- |                   |    |
|-------------------|----|
| (1) 工程表           | 1部 |
| (2) 施工記録写真        | 1部 |
| (3) その他委託者の指示するもの |    |

除草施設一覧表

No. 1

1 上水道施設

(1) 長岡地域

施設名称	除草面積 (㎡)	集草 (㎡)	場外搬出	除草回数 (回/年)	備考
妙見浄水場	19,540	2,600	○	3	ハド <sup>カ</sup> ト <sup>式</sup> 14,765㎡
十日町加圧ポンプ室	-	-	-	-	
太田第1ポンプ室	-	-	-	-	
太田第2ポンプ室	50	-	-	3	
太田低区配水池	-	-	-	-	
太田高区配水池	301	-	-	3	
渡沢ポンプ室	49	-	-	3	
渡沢配水池	210	-	-	3	
釜沢ポンプ室	100	-	-	3	
村松ポンプ室	-	-	-	-	
村松配水池	-	-	-	-	
青木配水池	6,879	-	-	3	
青木減圧弁室	66	-	-	3	
高町ポンプ場	272	-	-	3	
栖吉ポンプ場	174	174	-	3	
栖吉低区配水池	633	-	-	3	栖吉低区流量計室周りも含む
栖吉低区流量計室	-	-	-	-	上記のとおり
栖吉高区配水池	290	-	-	3	
栖吉高区流量計室	-	-	-	-	
栖吉低区ポンプ室跡地	179	-	-	3	
成願寺ポンプ室	55	-	-	3	
成願寺配水池	257	-	-	3	
山本ポンプ場	-	-	-	-	
山本加圧ポンプ室跡地	127	-	-	3	
浦瀬配水池	232	-	-	3	
摂田屋水圧調整室	-	-	-	-	
大島ポンプ場	4,554	4,554	○	3	ハド <sup>カ</sup> ト <sup>式</sup> 3,485㎡
上除配水池	6,569	-	-	3	ハド <sup>カ</sup> ト <sup>式</sup> 5,495㎡
西陵ポンプ場(低区配水池)	83	-	-	3	
西陵高区配水池	303	-	-	3	
青葉台ポンプ場	8,584	-	-	3	ハド <sup>カ</sup> ト <sup>式</sup> 3,407㎡ 青葉台ポンプ場隣局管理地含む
西部丘陵配水池	3,954	-	-	3	ハド <sup>カ</sup> ト <sup>式</sup> 1,575㎡
大積千本ポンプ室	-	-	-	-	
大積千本配水池	203	-	-	3	
大積高鳥圧力タンク室	-	-	-	-	



1 上水道施設

(1) 長岡地域

施設名称	除草面積 (㎡)	集草 (㎡)	場外搬出	除草回数 (回/年)	備考
柿浄水所(低区配水池)	222	-	-	3	
柿1号取水井	605	-	-	3	1~4号井まとめて
柿2号取水井	-	-	-	-	上記のとおり
柿3号取水井	-	-	-	-	上記のとおり
柿4号取水井	-	-	-	-	上記のとおり
柿5号取水井	-	-	-	-	柿浄水所に含まれる
柿高区配水池	223	-	-	3	

(2) 越路地域

施設名称	除草面積 (㎡)	集草 (㎡)	場外搬出	除草回数 (回/年)	備考
越路浄水場	328	-	-	3	
越路浄水場1号取水井	18	-	-	3	
越路浄水場2号取水井	135	-	-	3	
越路浄水場3号取水井	-	-	-	-	
越路浄水場4号取水井	-	-	-	-	
越路浄水場5号取水井	-	-	-	-	
越路配水池	1,080	-	-	3	
不動沢浄水場	243	-	-	3	
渋海川取水場	215	-	-	3	
2号取水井	-	-	-	-	
不動沢配水池	1,917	-	-	3	管理用道路含む
沢下条配水池	357	-	-	3	
阿蔵平加圧ポンプ室	-	-	-	-	

(3) 小国地域

施設名称	除草面積 (㎡)	集草 (㎡)	場外搬出	除草回数 (回/年)	備考
大貝浄水場	5,861	-	-	3	
渋海川取水塔	78	-	-	3	
法坂配水池	-	-	-	-	
大貝加圧ポンプ室	-	-	-	-	
諏訪井加圧ポンプ室	-	-	-	-	
法坂加圧ポンプ室	-	-	-	-	
武石加圧ポンプ室	130	-	-	3	苔野島加圧ポンプ室含む

1 上水道施設

(4) 寺泊地域

施設名称	除草面積 (m <sup>2</sup> )	集草 (m <sup>2</sup> )	場外搬出	除草回数 (回/年)	備考
寺泊浄水場	1,571	1,571	-	3	
信濃川取水口	-	-	-	-	
寺泊第1配水池	500	-	-	3	
寺泊第2配水池	1,356	-	-	3	
野積第1配水池	50	-	-	3	
野積第2配水池	300	-	-	3	
寺泊ポンプ場	10	-	-	3	
野積ポンプ場	45	45	-	3	
旧野積浄水場	350	-	-	3	

(5) 与板・三島・和島地域

施設名称	除草面積 (m <sup>2</sup> )	集草 (m <sup>2</sup> )	場外搬出	除草回数 (回/年)	備考
与板浄水場	1,093	1,093	-	3	
信濃川取水口	-	-	-	-	
与板沈砂池	1,980	-	-	3	
泉丁配水池	321	-	-	3	
八幡配水池	497	-	-	3	
塩之入配水池	228	-	-	3	
和島低区配水池	976	-	-	3	
小島谷高区第1配水池	-	-	-	-	
日野浦高区第2配水池	-	-	-	-	
蓮花寺配水池	1,403	-	-	3	
小島谷ポンプ場	49	-	-	3	
日野浦ポンプ場	63	-	-	3	
村田浄水所	-	-	-	-	
村田配水池	-	-	-	-	

1 上水道施設

(6) 栃尾地域

施設名称	除草面積 (㎡)	集草 (㎡)	場外搬出	除草回数 (回/年)	備考
栃尾浄水場	2,885	2,885	-	3	
沈砂池	546	546	-	3	
栃堀配水池	138	-	-	3	
高德寺減圧水槽	16	-	-	3	
泉接合井	699	-	-	3	
菅畑ポンプ場	99	-	-	3	
菅畑配水池	230	-	-	2	
上の原配水池	3,675	-	-	3	
上の原ポンプ場					
赤坂配水池	381	-	-	3	
中崎加圧ポンプ室	-	-	-	-	
本津川ポンプ場	39	-	-	3	
本津川配水池	199	-	-	2	
比礼配水池	58	-	-	2	
比礼圧力調整槽	23	-	-	2	
軽井沢配水池	371	-	-	2	
山田ポンプ場	15	-	-	3	
緑ヶ丘配水池	602	-	-	3	
緑ヶ丘加圧ポンプ室					
土ヶ谷ポンプ場	74	-	-	3	
土ヶ谷配水池	59	-	-	2	
東が丘配水池	1,355	-	-	3	
東が丘ポンプ場	-	-	-	-	
旧東が丘ポンプ場	136	-	-	3	
大倉配水池	-	-	-	-	
旧吉水ポンプ場	90	-	-	3	
上塩ポンプ場	97	-	-	3	
上塩高区配水池	39	-	-	2	
上塩低区配水池	83	-	-	2	
上塩配水池管理道路	465	-	-	2	

2 簡易水道施設

(1) 山古志地域簡易水道施設

施設名称	除草面積 (m <sup>2</sup> )	集草 (m <sup>2</sup> )	場外搬出	除草回数 (回/年)	備考
調整池	190	-	-	3	
第1中継ポンプ場	67	-	-	3	
第2中継ポンプ場	113	-	-	3	
第3中継ポンプ場	77	-	-	3	
竹沢高区配水池	293	-	-	3	
第1加圧ポンプ場	137	-	-	3	
竹沢低区配水池	21	-	-	3	
第2加圧ポンプ場	85	-	-	3	
池谷・大久保配水池	363	-	-	3	
第5中継ポンプ場	506	-	-	3	
第6中継ポンプ場	117	-	-	3	
種苧原配水池	194	-	-	3	
木籠・梶金配水池	244	-	-	3	
第8中継ポンプ場	143	-	-	3	
小松倉配水池	237	-	-	3	
虫亀配水池	70	-	-	3	
虫亀水源周辺	789	-	-	3	

(2) 小国地域簡易水道施設

施設名称	除草面積 (m <sup>2</sup> )	集草 (m <sup>2</sup> )	場外搬出	除草回数 (回/年)	備考
山野田浄水所	18	-	-	2	
山野田浄水所連絡道路	160	-	-	2	
山野田配水池	226	-	-	2	
山野田配水池連絡道路	165	-	-	2	
八王子浄水所	331	-	-	2	
八王子第1・2水源 及び導水管路(道 路)	2,606	-	-	3	
八王子配水池	145	-	-	2	
八王子配水池連絡道路	245	-	-	2	路肩
八王子減圧弁	10	-	-	2	
法末浄水所	570	-	-	2	
法末配水池	48	-	-	2	

2 簡易水道施設

(3) 栃尾地域簡易水道

施設名称	除草面積 (m <sup>2</sup> )	集草 (m <sup>2</sup> )	場外搬出	除草回数 (回/年)	備考
一之貝簡易水道	20	-	-	3	水源管理用道路
〃	19	-	-	3	水源及び第2接合井
新山簡易水道	50	-	-	3	第1減圧槽
〃	16	-	-	3	第2減圧槽
〃	34	-	-	3	浄水所
旧上来伝浄水所	104	-	-	3	浄水所
まんさく簡易水道	207	-	-	3	水源管理用道路
〃	164	-	-	3	浄水所
明道簡易水道	52	-	-	3	沈砂池
〃	33	-	-	3	浄水所
中野俣地区簡易水道	80	-	-	3	繁窪浄水所
入東地区簡易水道	548	-	-	3	水源管理用道路
〃	46	-	-	3	浄水所
山葵谷簡易水道	283	-	-	3	水源管理用道路

※特に表記が無い場合は、機械肩掛式とする。

## 別紙15 池等清掃業務(浄水場運転管理業務委託要求水準書 第76条)

### 1 業務内容

- (1) 沈砂池・沈でん池・排泥池・上澄水ポンプ井・排水池・濃縮槽の内部の壁、床等の清掃を行う。
- (2) 大型強力吸引車等で吸引した汚泥は、該当浄水場の天日乾燥床に運搬排出すること。  
ただし、与板取水場及び与板浄水場の汚泥搬出先は妙見浄水場の天日乾燥床に運搬搬出すること。  
※予定搬出汚泥量 与板取水場 140 m<sup>3</sup> 与板浄水場 1,000 m<sup>3</sup> (2回合計)
- (3) 栃尾地域簡易水道の取水設備については、定期的な清掃(泥砂の除去)を行う。
- (4) 清掃にあたり各施設の排泥ポンプなどの設備やホース等備品及び洗浄水を使用してもよい。  
ただし、不注意等により、既設設備等を破損・損傷した場合及びホース等備品を破損した場合は受託者の責任で復旧するものとする。
- (5) 清掃にあたり各施設の排水、通水・水張り、運用開始に伴うバルブ操作等を含むものとする。
- (6) 清掃にあたり各施設の既設設備以外に必要な機材等は以下のとおり

#### 与板取水場(排泥池)

- ・バックホウ(テレスコプーム仕様) 0.45m<sup>3</sup>
- ・ダンプトラック(高あおり) 4t
- ・敷鉄板(22×1524×6096) 20枚
- ・発電機25KVA
- ・水中ポンプ 7.5kW

#### 与板浄水場(沈でん池)

- ・大型強力吸引車 11t
- ・発電機20KVA
- ・高圧洗浄車 4t
- ・水中ポンプ 3.7kW
- ・4tユニック

#### 寺泊浄水場(沈砂池・沈でん池・排水池)

- ・大型強力吸引車 11t
- ・発電機20KVA
- ・高圧洗浄車 4t
- ・水中ポンプ 3.7kW
- ・4tユニック

#### 栃尾浄水場(沈砂池)

- ・大型強力吸引車 11t
- ・4tユニック
- ・高圧洗浄車 4t

### 2 留意事項

- (1) 作業に当たっては、安全管理に努めると共に、作業完了時は委託者の確認を得るものとする。
- (2) 作業に当たっては、騒音、振動、悪臭等の公害の発生を防止し、近隣住民に配慮すること。
- (3) その他作業の詳細について必要がある場合は、その都度協議の上決定するものとする。

### 3 提出書類

- (1) 工程表 1部  
 (2) 施工記録写真 1部  
 (3) その他委託者の指示するもの

池等清掃一覧表

浄水場及び場外施設名	施設名	構造	容量等	頻度	備考
妙見浄水場	取水ずい道	R C造	980.7m	1回/年	馬蹄型 断面1.85~2.1m ×高さ2.3~2.385m
	沈砂池(取水ポンプ井)	R C造	385m <sup>3</sup>	1回/年	沈砂池+ポンプ井
	沈でん池	R C造	15,586m <sup>3</sup>	1回/年	1池1回 容量は4池合計
	排泥池	R C造	800m <sup>3</sup>	2回/年	
	上澄水ポンプ井	R C造	100m <sup>3</sup>	2回/年	
	排水池	R C造	700m <sup>3</sup>	2回/年	放流ポンプ井含む
	2号濃縮槽	R C造	1,100m <sup>3</sup>	1回/年	
大貝浄水場	取水塔	R C造	27m <sup>2</sup>	19回/年	取水塔 内径3.0m 隧道 0.8~3.0m×16.7m
	沈でん池	R C造	507m <sup>3</sup>	2回/年	1池1回 容量は2池合計
	排泥池	R C造	490m <sup>3</sup>	2回/年	容量は2池合計
	排水池	R C造	84m <sup>3</sup>	2回/年	
寺泊浄水場	沈砂池	R C造	150m <sup>3</sup>	1回/年	取水ポンプ井・着水井含む
	沈でん池	R C造	1,344.4m <sup>3</sup>	1回/年	1池1回 容量は2池合計
	排水池	R C造	170m <sup>3</sup>	1回/年	
	濃縮槽	R C造	600m <sup>3</sup>	1回/年	
与板取水場	沈砂池	R C造	259.2m <sup>3</sup>	4回/年	1池1回 容量は2池合計
	排泥池	—	—	1回/年	
与板浄水場	沈でん池	R C造	2,502m <sup>3</sup>	2回/年	1池1回 容量は2池合計 (着水井・接合井含む)
栃尾浄水場	沈砂池	R C造	91.9m <sup>3</sup>	1回/年	1池1回
	沈でん池	R C造	2,369.4m <sup>3</sup>	2回/年	1池2回 容量は2池合計
栃尾地域簡易水道	まんさく取水設備	R C造	7.2m <sup>3</sup>	1回/2週	冬季(12月~3月) 除く
	明道取水設備	R C造	6.3m <sup>3</sup>	1回/2週	冬季(12月~3月) 除く
	入東地区取水設備	R C造	10.6m <sup>3</sup>	1回/2週	冬季(12月~3月) 除く

別紙 1 6 与板営業所の閉庁時の受付等業務（浄水場運転管理業務委託要求水準書 第79条）

1 業務目的

与板営業所の閉庁時間（平日17:15～8:30、土日祝日）のお問い合わせについて、与板営業所職員に代わり対応し、与板営業所職員へ連絡をするもの。

2 与板営業所の閉庁時の受付等業務

- （1）給水栓の開閉栓、使用者変更等の受付及び職員への連絡
- （2）水道に関する問合せ、水道料金、水質に関する苦情等の受付及び職員への連絡
- （3）水道料金の受理（預かり証の発行）及び職員への引渡し

直近3年間の受付等実績

項目No.	年度		
	28	29	30
(1)	50	37	34
(2)	74	84	73
(3)	0	0	0

※30年度は12月現在

3 留意事項

- （1）受託者は、連絡間違い・忘れなど無いよう確実に連絡を行なうこと。



### 1 業務目的

浄水場及び場外施設の建物内及び敷地内を常に清潔に保つことを目的とする。

### 2 浄水場及び場外施設の清掃業務

（1）受託者は、中央監視室、受託事業者事務室及び休憩室・トイレ等については、日常的清掃を適宜実施することとする。

ただし、委託者が別途契約している清掃業務の業務範囲に含まれている場合は清掃をしなくても良いこととする。

（2）受託者は、浄水場及び場外施設のポンプ室、電気室、発電機室、次亜室等の設備機器が設置された室の清掃については、必要に応じて行なうこととする。

（3）受託者は、浄水場及び場外施設の敷地内については、場内道路内の小石除去、側溝の堆積泥や枯れ草、落ち葉撤去、ゴミ拾いを必要に応じて行なうこととする。

（4）受託者は、台風や大雨後に浄水場及び場外施設の敷地内に飛来したゴミ、枝葉、泥等の除去については、可能な範囲で行なうこととする。

### 3 留意事項

（1）清掃業務の作業は、原則平日の8:30～17:00の間で行なうこととする。

（2）清掃業務で使用する箒やスコップなどの備品については、委託者が認めた場合にかぎり、委託者の備品を使用しても良いこととする。

（3）清掃業務で発生したゴミ等については、委託者が処分を行なう。

## 別紙 1 8 浄水場及び場外施設の除雪業務（浄水場運転管理業務委託要求水準書 第79条）

### 1 業務目的

降雪期に浄水場及び場外施設の出入口や場内駐車場、薬品搬入口などの確保を目的とする。

### 2 浄水場及び場外施設の除雪業務

- (1) 受託者は、消雪ポンプや消雪ホースなどの消雪設備を適正に運転管理し、浄水場及び場外施設の敷地内の消雪に努めることとする。
- (2) 受託者は、浄水場及び場外施設の出入口について、車両が入場できるような可能な範囲で除雪を行なうこととする。
- (3) 受託者は、浄水場及び場外施設の薬品搬入口について、入荷が出来るよう除雪を行なうこととする。

### 3 留意事項

- (1) 除雪業務の作業は、原則平日の8:30～17:00の間で行なうこととする。
- (2) 除雪業務で使用するスコップなどの備品については、委託者が認めた場合にかぎり、委託者の備品を使用しても良いこととする。
- (3) 除雪業務で使用する除雪機については、委託者が認めた場合にかぎり、委託者の除雪機を使用しても良いこととする。

## 別紙 19 消雪配管布設撤去業務（浄水場運転管理業務委託要求水準書 第79条）

### 1 業務目的

浄水場及び場外施設の消雪配管の布設と撤去を行なうもの。

### 2 消雪配管布設撤去業務

（1）受託者は、概ね10月下旬を目途に消雪配管の布設を完了し、試運転を実施し、消雪水量の確認・調整を行なうこと。

（2）受託者は、概ね4月下旬を目途に消雪配管の撤去を完了し、布設時に使用し易いよう整理して、指定された場所に配管等を片付けること。

### 3 留意事項

（1）消雪配管布設撤去業務の作業は、原則平日の8:30～17:00の間で行なうこととする。

（2）消雪配管布設撤去業務で使用する一般工具などの備品については、委託者が認めた場合にかぎり、委託者の備品を使用しても良いこととする。

（3）受託者は、消雪配管の異常を発見したら委託者へ速やかに報告することとする。

### 1 業務目的

浄水場及び場外施設の冬囲いやフェンス及び覆蓋等の設置と撤去を行なうもの。

### 2 覆蓋及びフェンス等設置撤去

（1）受託者は、概ね5月下旬を目途に除雪用ポールや落とし板の撤去を完了し、設置時に使用し易いよう整理して、指定された場所に片付けること。

（2）受託者は、概ね11月下旬を目途に除雪用ポールや落とし板の設置を完了すること。

（3）受託者は、概ね5月下旬を目途にフェンスの設置を完了すること。

（4）受託者は、概ね11月下旬を目途にフェンスの撤去を完了し、設置時に使用し易いよう整理して、指定された場所に片付けること。

（5）受託者は、概ね4月下旬を目途に覆蓋の設置を完了すること。

また、池等施設清掃完了後についても、速やかに設置を完了すること。

（6）受託者は、概ね11月下旬を目途に覆蓋の撤去を完了し、設置時に搬出し易いよう整理して、指定された場所に片付けること。

また、池等施設清掃に支障にならないよう、覆蓋の撤去を行なうこと。

### 3 留意事項

（1）冬囲い等設置撤去の作業は、原則平日の8:30～17:00の間で行なうこととする。

（2）冬囲い等設置撤去で使用する一般工具などの備品については、委託者が認めた場合にかぎり、委託者の備品を使用しても良いこととする。

（3）受託者は、異常を発見したら委託者へ速やかに報告することとする。